

仮釈放手続における受刑者の法的地位

——イギリスにおける展開を中心として——

瀬 川 晃

一 問題の所在

二 イギリス現行仮釈放手続における受刑者の権利

1 仮釈放許可手続における問題点

2 仮釈放取消し手続における問題点

三 仮釈放手続における受刑者の権利保障の拡大(一)

——聴聞権、代理および不服申立権——

1 聴聞権

2 代理

3 不服申立権

四 仮釈放手続における受刑者の権利保障の拡大(二)

——仮釈放不許可理由の明示を要求する権利——

1 学界における議論

2 パーロール委員会の見解

3 ペイン事件判決

4 小 括

五 仮釈放手続と自然的正義(Natural Justice)原則

——イギリスにおける適正手続保障の問題——

1 自然的正義原則の内容と思潮の変化

2 自然的正義原則の展開

3 仮釈放手続と適正手続保障

六 わが国における課題

——結びに代えて——

一 問題の所在

仮釈放手続のなかで受刑者にどのような権利保障が与えられるべきか。⁽¹⁾この問題を論じることは最早タブーの領域

には属さない。かつて受刑者は、文字通りのアウト・ローであり、あらゆる権利保障を奪われた存在であると理解されていたが、今では自由刑の本質から当然に剝奪・制限される権利以外は受刑者にもできるだけ権利保障を認めようとする思潮が強まりつつある。この思潮の展開はわが国において急速度に進められているわけではないが、刑務所内の生活条件については、監獄法改正に関連して議論が蓄積されてきている。しかし、仮釈放手続における受刑者の法的地位に関しては、これまでその問題の重要性が指摘されつつも、活発に議論されておらず、いわば放置されたままになっているというのが実情である。

仮釈放手続のなかで受刑者を法的な観点からどのように取り扱うかについて、わが国では従来大別して二つの考え方があった。第一のモデルは、仮釈放は受刑者の「権利」であると考え、仮釈放手続の適正化を目指し、仮釈放の申請、聴聞、不服申立など一連の手続的保障を受刑者に認めようとする。この見解は主にアメリカ合衆国のパロール制度および判例の動向に関する研究から得られたもので、わが国でも仮釈放手続における受刑者の権利保障を拡大しようとする。第二のモデルは仮釈放は「恩恵」であると考え、一連の手続的保障は原則として不要であるとする。この見解は、受刑者は言い渡された刑期を服役するのが当然であり、仮釈放の可否は受刑者をめぐる法律関係に何ら影響を及ぼさないとの考え方に基づくものであり、わが国の仮釈放手続の現状については肯定的な態度をとる。

この二つのモデルの間には大きな隔たりがみられるが、いずれもいわば理念型に属するものである。しかし、これまでわが国では受刑者に仮釈放を権利としてみとめるべきかという問題に焦点があてられ、この理念型をとすれば誇張して論じてきたように思われる。第二のモデルは、第一のモデルを次のように理解する。すなわち、第一のモデルは、わが国の仮釈放手続は時代錯誤的で人権保障の面で重大な欠陥があるとの観点から、アメリカ合衆国における

デュー・プロセスの理念を仮釈放手続に急進的に実現しようとするものである。また、第一のモデルは第二のモデルを次のように理解する。すなわち、第二のモデルは、仮釈放手続における急進的な改革はわが国の伝統的な矯正保護には適さないと考え、旧来の仮釈放手続を頑強に固執しようとするものである。このような相互理解の下では、まさに *all or nothing* の論争に終わらざるをえず、両者の歩みよりはほとんど不可能であったはずである。しかし、アメリカ合衆国においても仮釈放手続の適正化に関して注目すべき動きはみられるものの、実体法上の仮釈放申請権は認められておらず、しかも仮釈放は権利であるとの一般的な理解が存在するわけではない。他方、わが国においても、受刑者と矯正保護機関とのエモーショナルな人間関係を基礎とした「日本的な」仮釈放審理を強調する者もいるが、現在の仮釈放手続における権利保障に問題性を感じている論者・実務家は少なくない。それゆえ、二つのモデルが拮抗した形で議論が鎮静化している現在の状態を突破する意義は大きいと思われる。

仮釈放は施設内処遇から社会内処遇への橋渡しの役割を果すもので、矯正と保護の一体化を推進し、受刑者の自由社会への円滑な移行を促進するものである。すなわち、仮釈放は矯正保護機関にとっても刑事政策上重要なキー・ポイントであり、他方、受刑者にとっても、自らの将来の生活を決定づけるターニング・ポイントである。それゆえ、仮釈放手続に関する議論が鎮静化した状態でヴェールに包まれたまま放置されてよいとは思われない。そこで本稿では、仮釈放手続における受刑者の法的地位について最近注目すべき動きがみられるイギリスの現状を検討したい。そして、アメリカ合衆国のデュー・プロセス条項に相当する自然的正義(Natural Justice)の法理の展開を仮釈放手続との関連において考察し、仮釈放制度の前進に向けて何らかの手がかりを見出したい。

(1) 以下、本稿でいう仮釈放は主として刑務所からの仮出獄を念頭においたものである。わが国の仮釈放手続における受刑者

の法的地位を主たるテーマとして論じた文献は数少ない。主な参考文献としては、正木亮・新監獄学〈再版〉（一粒社、昭和四三年）二四四頁以下、岩崎二郎「仮釈放について」法曹時報八巻八号一頁以下、平野竜一・矯正保護法（有斐閣、昭和三八年）九六頁以下、正木亮・刑法と刑事政策〈増訂版〉（有斐閣、昭和四三年）一七三頁以下、菊田幸一「仮釈放」刑事政策講座第二巻（成文堂、昭和四七年）二二三頁以下、千條武・仮出獄の取消しに関する実証的研究（法務総合研究所、昭和五六年）、森本益之「受刑者の仮釈放——その現状と課題」犯罪と非行五九号二頁以下がある。

アメリカ合衆国の動向については、鈴木義男「アメリカ法律協会の模範刑法典とニュー・ヨーク州の新刑法(五)」法曹時報二一巻三号二四頁以下、亀山継夫「Morrissey v. Brewer, 408 U. S. 471 (1972)——事前の審問なくして parole (仮出獄)を取り消すことは、第一四條修正の適正手続条項に反する」アメリカ法一九七四年二号一七七頁以下、福田雅章「パロウル取消し手続に関するモリッセイ・ギャグノン判決について」大阪大学教養部研究集録（人文・社会科学）二四輯七三頁以下、河野和子「米国におけるプロベインション及びパロウル取消手続におけるデュー・プロセスの保障」更生保護と犯罪予防四〇号四六頁以下、榎本正也「米国におけるパロウル釈放手続をめぐる若干の問題」更生保護と犯罪予防四九号九九頁以下、鈴木一久「アメリカ合衆国におけるパロウルの動向」更生保護と犯罪予防五二号二五頁以下、榎本正也「パロウル釈放と適正手続の保障——連邦最高裁判所の Greenholz 事件判決をめぐる」更生保護と犯罪予防六五号一頁以下、瀬川晃「社会内処遇の序論的考察——パロウル廃止論を素材として」同志社法学三〇巻二・三号一一九頁以下がある。

二 イギリス現行仮釈放手続における受刑者の権利

1 仮釈放許可手続における問題点

(一) 概要

イギリスの仮釈放手続の基本法規は、一九六七年刑事裁判法⁽¹⁾（以下「法」という）と一九六七年地方審査委員会規則（以下「規則」という）である。現行の仮釈放許可手続は、「スリーティアズシステム (three tiers system)」を

採用している。⁽²⁾ すなわち、受刑者を仮釈放するにあたって、地方審査委員会 (Local Review Committee)、パロール委員会 (Parole Board)、内務大臣 (Secretary of State for the Home Department) の三つの機関が主要な役割を果している。

スリータイヤズシステムの下で、受刑者の権利はどのように規定されているのか。仮釈放の形式的要件は言い渡し刑期の三分の一もしくは一年以上のいずれか長い方を服役したことである (法六〇条一項)。このような仮釈放の形式的な適格性をえた者は、パロール審査を自ら拒否する者を除いて、刑務所ごとに設置されている地方審査委員会の審査をうける。その際、まず受刑者は一人の委員によって面接をうける (規則三条一項)。この委員面接の折、受刑者は、地方審査委員会において特に斟酌してほしい事項を述べることができる (規則三条二項)。また、受刑者は、面接の有無にかかわらず、審理が開始される以前にも、地方審査委員会に対して書面によって意見を述べることができる (規則四条)。

なお、委員は、面接審理の結果と受刑者本人の意見陳述に基づいて、報告書を作成する。地方審査委員会は、この報告書について審議を行い、仮釈放の適否について判断を下す。地方審査委員会が仮釈放相当と認めたケースは、原則としてパロール委員会の審理に付される。パロール委員会は、書面審理を行って結論を出し、仮釈放の適否を内務大臣に諮問する。内務大臣は、パロール委員会の勧告を認めるか否かを最終的に決定する。

(二) 現状と問題点

現行法上、仮釈放手続において受刑者に認められている権利としては、二つのものに大別できる。第一に受刑者が地方審査委員会の一人のメンバーによって面接を受けることのできる権利である。また受刑者は、その委員面接時に

意見を述べることができる。第二に面接とかかわりなく、受刑者が地方審査委員会に対して書面によって意見陳述する権利が認められている。

このように、イギリスの仮釈放手続で受刑者に与えられている権利の範囲は決して大きくない。受刑者に仮釈放申請権が認められていないことは無論、不許可理由の明示を要求する権利、聴聞権、不服申立権など多くの権利が欠落している。このような制限された権利保障のあり方に対しては、E・バーナードが「デュー・プロセスはほとんど欠如している」と批判しており、近年、受刑者の権利保障の拡大化に関する議論も活発化してきた。この議論については次章以下で検討する。

現行仮釈放許可手続で認められている二つの権利についてはリサーチがほとんどなく、必ずしも実情は詳らかではないが、ここでは、これまで明らかになった問題点を整理しておきたい。

(1) 面接をうける権利 委員面接は受刑者が仮釈放の決定機関と口頭でしかも相互に対話しうる唯一の機会である。それゆえ、受刑者が仮釈放の運用を正確に理解し、信頼を深めていくうえで、面接は重要な意義をもっている。しかし、現在までのところ、委員面接は期待された機能を果していない。

第一に委員面接の目的に関する理解に混乱がみられる。パロール委員会が公式に表明したところによれば、委員面接の目的は「受刑者がパロール許可を得るうえで自己の主張をしやすいように援助してやり、さらに受刑者が考慮されることを望む特別な事項があれば、それを明らかにすること」⁽⁴⁾である。しかし、一九六七年にパロールが施行された時から今日にいたるまで、委員面接の目的は受刑者がパロール適格性を有するかどうかの実質的な判断を下すことにあるとの誤解が根強く存在する。⁽⁵⁾ 受刑者も委員面接に関しては主体的に自己の立場を表明する機会とは捉えておら

ず、むしろ仮釈放決定機関によって、自己の行状について評価される場面として理解する傾向にある。⁽⁶⁾さらに、地方審査委員会の委員すらも、その多くは委員面接において仮釈放許可の適否を考慮しているといわれる。⁽⁷⁾

このような傾向に対しては、地方審査委員会の委員は、面接の際、委員の関心は受刑者の援助にあり、面接が仮釈放許可の適否には無関係であることを受刑者に告げ、委員面接の目的を周知徹底させるべきであるとの提⁽⁸⁾案がある。しかし、面接をパロール許可の判定資料と考える傾向がかなり定着している現在、この提⁽⁸⁾案が実施されても、その傾向が改められるとは想定しにくい。

第二に実際の運用面でいくつかの問題点が出ている。⁽⁹⁾まず、地方審査委員会の委員の選出層が多様であるため、委員が誰であるかによって面接のあり方がかなり異なったものにならざるをえない。たとえば、委員が保護観察官である場合と純粋な民間人である場合とでは、面接の内容、受刑者に与える影響などの点において違ったものになる。また、面接において委員の役割が曖昧である。けだし、委員は受刑者の側に立ってその意思表示を補佐する一方、仮釈放の決定機関の立場にたつて仮釈放の適否を判断しなければならないからである。さらに、受刑者にインタビューする前に、書類の審査の段階で、仮釈放許可の判断について結論をすでに下している場合も多く、面接時間が短かいこともあいまって、面接が形骸化しているとの危惧も聞かれる。

このような運用面での問題に対しては、①民間人を地方審査委員会のメンバーからはずし、委員の均質化をはかるべきである、⁽¹⁰⁾②面接の際、受刑者の補佐人あるいは代理人を認めるべきであるなどの提⁽¹¹⁾案もみられるが、決め手となる改善案はこれまでのところ示されていない。

(2) 書面による意見陳述権 受刑者は、面接前に地方審査委員会に対して書面によって意見陳述することがで

きる旨を告知される。この意見陳述をするかどうかは受刑者の任意に委ねられているが、陳述権の行使の有無および陳述内容は仮釈放許可に相当の影響をもつといわれる。すなわち、受刑者が地方審査委員会に書面によって自らの意見を述べることは、通常、仮釈放および社会復帰への強い意欲を示すものとうけとられるし、その内容も、委員会の合議の際に検討され、仮釈放許可の適否の重要な判定資料となると考えられている。

では、受刑者が陳述している内容は、実際上どのようなもののだろうか。イギリスのパロールに関する最初の本格的な実証研究を行ったP・モリスとF・ビヴァリィによれば⁽¹²⁾、受刑者の陳述内容には二つの特徴がみられる。第一に受刑者が陳述書で表明している見解がしばしば紋切型で、当該受刑者の個性をあらわしているか疑わしいことが多い。第二に受刑者は陳述書で言い逃れや自己弁明する傾向が強い。たとえば、受刑者は、しばしば自らの犯罪を合理化、正当化したり、過去の行状歴についても自己に有利な要素をきわだたせようとする。一方、G・ボリーは、陳述書の中身は多種多様であるが、総じて受刑者は何が期待されているかないしはどんな事項に言及すべきかを知らないことが多いと指摘している⁽¹³⁾。

このように、現状では、受刑者が書面によって意見陳述することが仮釈放の決定に大きな意義を持っているとはいがたい。しかも、受刑者のなかには文章を書くことに不慣れな者も多く、むしろ書面よりは口頭による陳述を望んでいるといわれる。また、受刑者の陳述書を作成する際には多くの「代書人 (prison scribe)」がいることも認められている⁽¹⁴⁾。これらのことは、受刑者の書面による意見陳述に関する趣旨・実情をみなおすことが必要であることを教えている。また、同時に、G・ボリーも指摘しているように、権利を行使する際に何らかの法律的な援助をうける権利を受刑者に与えなければ、意見陳述権自体が非現実的なものとなる⁽¹⁵⁾。

- (1) 本法については、島田仁郎・英国刑事裁判法へ一九六七年〈最高裁判所事務総局、昭和四三年〉参照。
- (2) イギリスのパロールの現状と問題点について詳しくは、瀬川晃「仮釈放と社会内処遇体制——イギリスにおけるパロールを素材として」(一三三)同志社法学三三巻六号一頁以下、三三巻五号六八頁以下、三三巻六号四二頁以下参照。
- (3) E. Barnard, *Parole Decision-making in Britain*, *International Journal of Criminology and Penology*, 1976, vol. 4, p. 149.
- (4) Home Office, *Report of the Parole Board for 1968*, para. 94.
- (5) J. Martin, *The Local Review Committee*, in: *The Future of Parole*, D. West ed., 1972, p. 40.
- (6) P. Morris and F. Beverly, *On Licence: A Study of Parole*, 1975, p. 78.
- (7) G. Borrie, *The Prisoner's Status in Parole Decision-making*, in: *Parole—Its Implications for the Criminal Justice and Penal Systems*, D. Thomas, ed., 1974, p. 25.
- (8) J. Martin, *op. cit.*, p. 41.
- (9) *Ibid.*, pp. 39.
- (10) *Ibid.*, p. 37.
- (11) G. Borrie, *op. cit.*, p. 25.
- (12) P. Morris and F. Beverly, *op. cit.*, p. 77.
- (13) G. Borrie, *op. cit.*, p. 24.
- (14) P. Morris and F. Beverly, *op. cit.*, p. 77.
- (15) G. Borrie, p. 24.

2 仮釈放取消し手続における問題点

(一) 概要

現行の仮釈放取消し手続を規定するのは、一九六七年刑事裁判法六二条である。本条によれば仮釈放取消しには三

通りの手順が考えられる。

第一に通常のケースの場合で、パロール委員会が仮釈放の取消しを勧告し、内務大臣が最終的に仮釈放を取り消す（同条一項）。この場合、実務上、まず対象者を監督する保護観察官が仮釈放取消し理由に該当する事実を発見し、報告書を保護観察所長に提出する。この報告書は、所長を経て、パロール委員会のパロール・ユニットに送付され、そこでパロール委員会が審理する必要があるかどうか判断される。審理が必要と認められたケースについてパロール委員会が、仮釈放取消しの要否を検討する。その際、パロール委員会は、後述する警告書送付の勧告を出すこともできる。

第二に緊急を要する場合で、内務大臣がパロール委員会と協議を行わずに仮釈放を取り消す（同条二項）。この場合も、実務上、まず保護観察官が仮釈放取消し理由に該当する事実を発見し、報告書を内務大臣に直接送付する。内務大臣は、公共の利益からみて、パロール委員会との協議を行う前に受刑者を刑務所に再収容した方が適切であると思料した場合、仮釈放を取り消すことができる。

第三に刑事裁判所が仮釈放を取り消す（同条六―八項）。仮釈放中の者が拘禁刑で処罰しうる犯罪について有罪の判決をうけた場合、裁判所は、仮釈放を取り消すことができる。

(二) 現状と問題点

三つの手順のうち、第一の場合が圧倒的に多い。一九八一年のパロール委員会年次報告書⁽¹⁾によれば、一九八一年に仮釈放を取り消された者は五四四名（仮釈放者全体の一〇・三％）であった。このうち、第一のパロール委員会によって取り消されたのは四八二名（八八・六％）であった。また、刑事裁判所による取消しは五四名であったが、内務

大臣によるものはさらに少なく八名であった。

仮釈放が取り消された事由をみてみると再犯が二六八名で、遵守事項違反が一七六名であった。また仮釈放許可から取消しまでの期間は、四月未満が半数近くを占める。内訳は、二月未満 \parallel 一三〇名(二三・九%)、二月以上四月未満 \parallel 一二四名(二二・七九%)、四月以上六月未満 \parallel 八七名(一五・九九%)、六月以上八月未満 \parallel 七六名(一三・九七%)、八月以上一〇月未満 \parallel 四五名(八・二七%)、一〇月以上一年未満 \parallel 二八名(五・一五%)、一年以上 \parallel 五四名(九・五三%)であった。

なお、仮釈放中の者の行状が良くない場合、仮釈放の取消し以外の処置としては、①内務省の出す警告書(warning letters)の発令と、②パロール委員会による遵守事項の追加がある。パロール委員会が一九八一年に内務省に警告状を発するよう勧告したのは、二二八名であった。そのうち、一八九名が軽微な犯罪で、三九名が遵守事項違反によるものであった。しかし、この警告書はうけとった対象者が真撃にうけとめない場合も多く、その効果を疑う見解⁽²⁾もある。また、遵守事項の追加についてもそれに応じた保護観察官の監督が伴わなければ無意味であり、一種の気休めに終る場合も多いといわれる。

このような仮釈放の取消しの現状に対してはほぼ満足すべきものであるとの論者もいるが、仮釈放の許可手続と同様、取消し手続は、イギリスのパロール制度の最も sensitive な部分⁽³⁾であるといわれ、受刑者の権利保障の観点からみて、多くの問題をもっている。

第一は仮釈放取消しの基本構造の問題である。現状では、ほぼ九〇%がパロール委員会と内務大臣によって仮釈放の取消しが行われており、行政手続的な色彩が濃い。内務大臣とパロール委員会が裁判所の公判以前に仮釈放を取り

消したが、パロール対象者が犯行を否認した場合には、その取消しは有罪の証明に基づいたものではなく、推測に基づくものといわざるをえないとの批判⁽⁴⁾がある。

第二に仮釈放の取消しの理由および判断基準が不明確であるという問題がある。仮釈放取消しの根拠規定である一九六七年刑事裁法六二条をみてみよう。同条一項では「パロール委員会が本法六〇条または六一条により仮釈放された者の再収容を勧告する場合には、内務大臣は許可書を取り消し、同人を刑務所に再収容することができ」とし、さらに二項は「内務大臣は、公共の利益からみて、パロール委員会との協議を行う前に適切であると思料する場合には、協議を行わずに第一項において仮釈放されている者の許可書を取り消し、同人を刑務所に再収容することができ」と規定しているが、仮釈放取消し理由を示していない。ただし、刑事裁判所が仮釈放を取り消す際は、前述したように、三項で「拘禁刑で処罰しうる犯罪で正式起訴され、有罪判決をうけた場合」との規定がある。

また、内務省の公刊物をみても、仮釈放取消し理由については再犯と遵守事項違反を掲げるのみで、具体的な説明を加えるものはない。このように仮釈放取消し理由が法的に不明確であることに対しては、「明白な罪刑法定主義 (nulla poena sine lege) の違反である⁽⁵⁾」との批判がある。

いずれにせよ仮釈放取消しの理由および判断基準は、主としてパロール委員会と内務大臣の裁量に委ねられている。しかも、實際上、パロール委員会と内務大臣の取消し決定が保護観察官の報告書にかなり依存していることから、取消しに関する具体的判断が個々の保護観察官によって異なり、判断基準のばらつきがあることが認められている。

第三に仮釈放取消し処分をうける対象者に人権保障の配慮が不十分ではないかという問題がある。一九六七年刑事裁判法によれば、パロール委員会の勧告に基づいて内務大臣が仮釈放を取り消す場合および内務大臣がパロール委員

会と協議をせずに仮釈放を取り消す場合には、受刑者は取消しに関して書面による意見陳述をすることができ、その取消しの理由および書面による意見陳述権について告知される(六二条三項)。また、地方審査委員会のメンバーの一人が仮釈放を取り消された対象者に面接を行い、その報告書を内務省に送致している。面接の際、対象者は自己の意見を主張することができる。

しかし、仮釈放取消し手続には、適正手続保障の観点からみて、次のような配慮が不十分だとされる。⁽⁶⁾①取消し聴聞。②取消し決定の基礎となる資料の告知をうける権利。③弁護士を依頼する権利。④証人を提出する権利。⑤自己に不利な証人に対する対質権。⑥不服申立権。また、受刑者に書面による意見陳述権が与えられているとしても、書面を作ることには慣れない受刑者がほとんどであることも忘れてはならない。このように仮釈放手続において受刑者の権利保障が不十分なのは、主として行政的に困難であるとの理由が一般に示されている。

- (1) Home Office, Report of the Parole Board for 1981. 以下、一九八一年の数値に関しては、本書による。
- (2) E. Shea, Parole Philosophy in England and America, in: The Future of Parole, D. West ed., 1972, p. 92.
- (3) Hall Williams, Natural Justice and Parole (2), [1975] Crim. L. R., p. 217.
- (4) E. Shea, op. cit., p. 88.
- (5) Ibid., p. 90.
- (6) Ibid., pp. 93. Hall Williams, op. cit., pp. 215.

三 仮釈放手続における受刑者の権利保障の拡大(一)

——聴聞権、代理および不服申立権——

イギリスの仮釈放手続における受刑者の権利は、前章でみたように、かなり限定されたものである。これは、仮釈放が恩恵あるいは特権であるという考え方が強かったからであるが、最近では、受刑者の権利保障の拡大に向けて議論が展開されている。そこで、本章では、聴聞権、代理および不服申立権、次章では仮釈放不許可理由の明示を求める権利の問題を取り扱うことにしたい。

1 聴聞権

現行制度の下では、仮釈放の形式的な適格を有している受刑者は地方審査委員会の一人のメンバーによって面接をうける。前述したように(二章1参照)、この面接をうける権利にはつとに批判があり、内部的な手直し論があるものの、決め手となる改善案は見出されていない。このような局面を打開し、仮釈放手続を適正化するための提案として、口頭によるパロール聴聞(parole hearing)を導入せよとするものがある。

その首唱者であるK・ホーキンスは、次のようにいう。「現行の面接をうける権利は、パロール申請者がパロール聴聞に出頭する権利に拡大されるべきである。聴聞の運用はパロール委員会のなかの一つのパネルによって行われる。このパネルは仮釈放の適否を上級の決定機関に単に勧告するというよりも、最終的な結論を下すことができる。この聴聞の導入によって、パロール委員会が、『書面によって個々の受刑者について重要な全ての事項を伝達するという困難な仕事』(一九六八年パロール委員会年次報告書九九頁)として記述していたことが克服される。同時にパロー

ル委員会メンバーで構成されたパネルによる聴聞は、現在の一人の委員による面接よりも公正である。けだし、(現行制度の下では)面接段階で一人の委員によって形成された印象が地方審査委員会の合議の際に決定的な意義をもっているからである⁽¹⁾。

ホーキンスは、この提案のメリットとしておよそ次の四点をあげる⁽²⁾。①受刑者は当局と直接的な話し合いができる。それゆえ、受刑者の考えや不満が仮釈放決定機関に届いていないのではないかという疑いが緩和される。②受刑者は、聴聞の時に、書類上の曖昧な点や不正確な点を訂正することができるので、決定がより事実即したものとなる。しかも、受刑者に関する最新の情報が得られる。③パロール委員会のメンバーが受刑者のみならず刑務所職員と接触することが可能となる。④高度の権限をもつパロール委員会が刑務所を訪れることにより、受刑者は、個人として関心を寄せられているという気持を抱くようになる。

この提案は、アメリカ合衆国やカナダのパロール聴聞実施の体験を踏まえたものである。この提案については二つの異議が予想される。第一に狡猾な受刑者は口先だけで仮釈放の許可を得ることにはなるのではないか。第二にアメリカ合衆国の諸州にみられるように、パロール委員会のメンバーが、たとえば受刑者をいたずらに挑発したり、あるいはだましたりして不公正なインタビュー技術を用いることがあるのではないか。これに対し、ホーキンスは、第一の異議について、狡猾な受刑者の問題は現行制度の下でも同じであるとする一方、第二の異議については、聴聞制度そのものの妥当性には無関係であるとし、アメリカ合衆国ではパロール委員会の事件負担量が過大であり、委員会の適格性にもしばしば疑問があるとの事実を指摘している⁽³⁾。

ボトムリーらのリサーチによれば⁽⁴⁾、受刑者の多くは地方審査委員会の面前に出頭することを希望している。たしか

に法律上受刑者は委員会に対して書面によって意見陳述をすることができ、本来、受刑者の多くは書類の作成が不得手であり、口頭で自らの考えを述べることを希望している。受刑者にとってパロール委員会や地方審査委員会は「顔のない (faceless)⁽⁵⁾」決定機関であることから、受刑者の不満は大きいといわれる。また、イギリスの現行仮釈放手続に対しては、書面審査に偏しているとの批判が強い。それゆえ、パロール聴聞を導入し、委員会と受刑者との間の距離を縮めよとする主張は、今後も賛成者を増すと思われる。

この提案に対して、パロール委員会は懐疑的な見解を示した。一九七七年のパロール委員会年次報告書は、次のようにいう。「犯罪者が仮釈放決定機関の面前にあらわれることが有用であるとは必ずしもいえない。決定機関の面前での聴聞は、狡猾な犯罪者にとっては有利かもしれないが、精神的に不安定な者や言葉の明晰でない者には不利であろう。むしろ、長年にわたって受刑者を知りうる立場にいる人々（すなわち、刑務職員）によって作成された豊富な書類こそ、仮釈放を許可すべきかどうかの決定にあたって最良の指針となる⁽⁶⁾」。ここで注目すべきは、S・マッケイがいうように、パロール委員会が、受刑者のなかに精神的に不安定な者や言葉が明晰でない者の存在を認識しながら、それを受刑者の代理を認める根拠とせず、口頭による聴聞に反対する根拠としているところである。

いずれにせよ、パロール聴聞の導入に際しての重要な問題は、いかに聴聞を実施するためのスタッフを確保するであろう。ホール・ウィリアムズは、現在、地方審査委員会が決定の際に、費やしている午後の時間あるいは一日は、聴聞の導入後では数日ないしは一週間以上に相当すると指摘している⁽⁸⁾。また、現在、地方審査委員会の大部分のメンバーは有給の専従職員ではない。ホール・ウィリアムズも言うように、現在の執務体制の下でパロール聴聞を導入すればメンバーの質を維持することは困難であろう。

- (1) K. Hawkins Parole Procedure: Alternative Approach, *British Journal of Criminology*, 1973, vol. 13, no. 1, p. 12.
- (2) *Ibid.*
- (3) *Ibid.*, p. 13.
- (4) K. Bottomley and A. Bilton, *About Parole*, *Prison Service Journal*, 1971, no. 1, p. 6.
- (5) F. Barnard, *Parole Decision-making in Britain*, *International Journal of Criminology and Penology*, 1976, no. 4, p. 149.
- (6) Home Office, *Report of the Parole Board for 1977*, para. 28.
- (7) S. Mackey, *Prospects for Parole*, 1980, p. 18.
- (8) Hall Williams, *Natural Justice and Parole (1)*, [1975] *Crim. L. R.*, pp. 89.

2 代理

次に、仮釈放手続における受刑者の代理を認めるべきか。ここにいう代理とは、法廷手続における弁護士制度に類したものである。すなわち、代理人が法律面に不慣れな受刑者に代って仮釈放決定機関に接触し、仮釈放手続の適正化をはかるべく主張された。しかし、この代理制度を仮釈放手続に導入せよとする主張は、イギリスでは有力ではない。仮釈放手続の適正化を唱導するK・ホーキンスでさえも、代理は理想的な制度であるとしつつも、現状ではほとんど実施不可能であることを認めている。⁽¹⁾ K・ホーキンスは、その理由を明らかにしていないが、代理制度を導入しても地方審査委員会やパロール委員会の仕事を実質的に援助することにはならず、仮釈放決定までに要する時間を延長するだけであるとの異論を考慮したものと思われる。

このように、代理制度を認めることに対しては概して否定的であるが、仮釈放の審理決定に際して、地方審査委員会やパロール委員会とは独立した立場で受刑者を援助する者の存在が必要であることは認められている。K・ホーキ

ンスは、このような第三者的なオブザーヴァーは、仮釈放決定機関が不公正な運用をなす歯止めとして有用であると⁽²⁾する。しかし、問題は、このオブザーヴァーの任務を誰が果すかである。ホール・ウィリアムズによれば、⁽³⁾さしあたり、この任務を果しうる者として、① 刑務所福祉官 (prison welfare officer) ② 刑務所職員 (discipline officer) ③ 他の受刑者が考えられるが、何れも問題がある。①と②については、その職務および受刑者との関係からみて不適切であるし、彼らもそのような職務に就くことを望まない。また③についても、労働問題で労働者と経営者側が対立した際に労働組合の専従職員が労働者の代理をするような場合とパラレルに考えるわけにはいかず、望ましくない。仮釈放手続によって受刑者の代理あるいは援助の必要性は認められるとしても、実務上の問題点は、そのような職務を行う人材の確保が問題であるということである。しかも、代理人あるいはオブザーヴァーの制度を実施すれば、仮釈放手続がある程度対審構造化することになり、パロール委員会と地方審査委員会の執務体制の抜本的改善・強化が必要となろう。

(1) K. Hawkins, *op. cit.*, p. 14.

(2) *Ibid.*

(3) Hall Williams, *op. cit.*, pp. 90.

3 不服申立権

では、仮釈放の審理をうけ、最終的に許可がおりなかった受刑者は不服申立ができるか。イギリスでは仮釈放不許可に対する不服申立はこれまでみとめられておらず、不服申立権の可否についても、現在、見解の対立がみられる。

K・ホーキンスは「不服申立権は正義を行なおうと試みるいかなる制度の下でも必須のものである」とする。その

根拠は、第一に手続の公正化に資する、第二に受刑者の仮釈放に対する見方に良い影響を与える、第三に仮釈放決定の実務における首尾一貫性が保障される、という三点である。⁽¹⁾

K・ホーキンスの提案が依拠しているのは、内務省の『移民不服申立委員会報告書』(一九六七年)である。報告書が調査した事案は、移民とその友人が空港で一人ないし二人の入国係官に入国を拒否されたが、何らの理由も示さず、不服申立する機会が与えられなかったというものである。報告書は、審判所の決定に対する不服申立をみとめるべきであるとして次のようにいう。「人間の全将来に影響を与える決定をする権限が行政官に委ねられ、その結論に対し不服申立がみとめられないということは不正であり、法の支配に矛盾する⁽²⁾」。また、ホーキンスは、提案の補強証拠としてアメリカ合衆国の動向をあげている。従来、アメリカ合衆国でも仮釈放決定に対する不服申立は一般にみとめられておらず、いくつかの州で、仮釈放不許可決定についての内部的な再審査をみとめているが、実際には稀である。しかし、このような傾向に転換を与えたのは、一九六七年の刑事司法の運営に関する大統領諮問委員会の報告書(『自由社会における犯罪の挑戦』⁽³⁾)である。そこでは「犯罪者は一般に、行政官に対する不満についての行政的な救済手続をもつべきであり、この救済手続が十分かどうかは何らかの外部的機関による審査に付すべきである」として、受刑者の権利救済の強化が唱えられた。ホーキンスは、このほか、不服申立権の確立をはかる立法の動向を伝え、イギリスでも、このような権利が必要であると説いたのである。

しかし、このホーキンスの政策は、ホール・ウィリアムズもいうように、仮釈放不許可理由が明示されるという権利が確立していなければ、承認することは困難である。「逆にいえば、理由を求める権利を認めることは、受刑者が理由づけについて再審査を要求し、不服申立する可能性を認めることにつながることは明らかである⁽⁴⁾」。

(1) K. Hawkins, op. cit., pp. 18.

(2) Home Office, Report of the Committee on Immigration Appeals, 1976, para. 84. 引用箇所は K. Hawkins, Ibid. の注 (27) によらる。

(3) President's Commission on Law Enforcement and the Administration of Justice, The Challenge of Crime in a Free Society, 1967, pp. 181.

(4) Hall Williams, op. cit., p. 91.

四 仮釈放手続における受刑者の権利保障の拡大(二)

——仮釈放不許可理由の明示を要求する権利——

1 学界における議論

パロール委員会は、仮釈放を許可しなかった場合にその理由を受刑者に明示すべきか。この問題は、パロールが施行されて以来、最も活発に議論されてきた。まず、学界における議論を紹介したい。

(一) K・ホーキンスの仮釈放不許可理由明示の提案

現在の仮釈放制度の下では、仮釈放の不許可理由は受刑者に一切知らされていない。このような現行制度に対しては、つとに厳しい批判論がある。仮釈放の不許可理由を明示せよとする陣営で急先鋒と目されているのはK・ホーキンスである。

K・ホーキンスは、まず現行制度に対して次のような疑問を投げかける。⁽¹⁾ ①もし不許可理由が「専ら受刑者自身に關係したもの」といえないような場合にも、明示しないとするとするならば、その正当化根拠を何に求めるのか。②受刑者が

真実を知ることが、真実を知らされず疑心暗鬼の状態におかれることに比べ弊害が多いといえるか。③どのみち受刑者が事後に事実を知る可能性は否定できないのではないか。④仮釈放を決定する際に考慮される要素が広範囲なものであり、決定理由が多くの要素の総合的な評価から生ずるとしても、その理由を定式化し (formulate) 明示することとはそれ程困難なことなのだろうか。⑤理由の明示が受刑者の補導・援助にかえて障害になる場合があると主張されているが、いかにしてそのようなケースを論定できるのか。⑥理由を明示することが仮釈放許可を決定する者にとって厄介であるというケースと逆に受刑者に有害であるというようなケースとを比較した場合、前者の方が実際上多いのではないか。⑦仮釈放の許可基準のように、あらゆるケースのなかで考慮される共通の一般的要素が抽出されても、受刑者が当該ケースでどんな要素が具体的に考慮されたかを正確に知りえないならば、現行の許可基準の公表にかなる価値があるというのか。⑧実務レベルで、不許可理由を定式化する試みが実験的になされつつある。この実験がすすめられるにつれ、行政的な困難を理由とする理由明示反対論の論拠は弱まっていくのではないか。⑨理由を明示することになっても、結局、理由を示す側にとって routine になってしまうというが、そうだとでも明示された不許可理由が当該受刑者にとっても無意味なものであると断定することができるか。⑩理由を明らかにせず公的な政策の上で受刑者をいわば暗闇の中 (in the dark) に投げ込む場合と理由を示して自らの立場を認識させる場合とでは、どちらが公正といえるか。

このようにホーキンスは、現行制度に懐疑的な態度を示すとともに、受刑者に対し、仮釈放の不許可理由は明示すべきであると提案した。提案の根拠は次の五つである。⁽²⁾

第一に、仮釈放のようによろしくずぐれてパーソナルな利害がからむ決定について理由を明示しなくてよいとする政策を一

般的な原理として定立することは立法者として横暴である。

第二に、三、四ヶ月の間、決定を非常に心配して待っていた受刑者に仮釈放を許可せず、そのうえにフォーマルな説明を加えないというのは、受刑者個人に精神的な打撃を与えるし、受刑者も仮釈放手続全体についてシニカルに捉え、しかも苦々しく思うようになるだろう。

第三に、仮釈放不許可についてのフォーマルな理由が示されない場合、受刑者は自分自身で理由を捏造しがちである。そのような推測をするよりは、真実を知った方が受刑者にとり精神的打撃は少ないであろう。

第四に、仮釈放の不許可理由が示されることによって、仮釈放の明確な基準や一貫した政策が明らかになる。そのような基準や政策を明らかにすることなしに、受刑者が釈放に向けて建設的に行動してゆく有効な方策は見出せない。第五に、仮釈放の決定について理由づけすることが義務づけられるなら、決定自体がこれまで以上に入念になされることになるであろう。

(二) E・シー、J・マーチン、R・リーヴスらの見解

まず、E・シーは、イギリスとアメリカ合衆国のパロールに関する比較研究を行った結果、仮釈放不許可理由の明示に関して次のような積極論⁽³⁾を主張した。E・シーによれば、仮釈放が不許可になったことに対する説明を求める受刑者の権利は、仮釈放決定の基礎である資料を閲覧する基本的な権利と同じカテゴリーに属する。アメリカ合衆国では、仮釈放決定機関に理由明示が義務づけられていないが、これは、不許可理由を求める受刑者の権利を余計なものとして排除する趣旨ではない。とくに、不許可理由が受刑者が努力してもどうにもならない事柄に属する場合（たとえば、精神病や不幸な家族的背景が不許可理由である場合）に、受刑者に精神的苦痛を与えることを配慮して、理由

明示が義務づけられていないのである。しかし、E・シーは、このような配慮は無用であるとする。E・シーは積極論の論拠を次のようにいう。

第一に仮釈放の不許可理由を受刑者に明示しないのは民主主義社会の原理に反する。理由を知って精神的苦痛をうける受刑者はきわめて少数である。多くのケースでは、受刑者に説明を加えないのはやはり弊害の方が多い。それゆえ、理由を明示することが、多数の者にとって正義を実現することになる。

第二に、秘密裡にしかも明確な法的規制に基づかないでなされる仮釈放決定は恣意的なものに陥りやすい。理由を明示することになれば、仮釈放決定機関は理由づけを慎重に行うであろう。

J・マーチンは、理由を示さないことについての官僚主義的な正当化論——すなわち、理由を明示しないかぎり、受刑者は理由について疑問を感じたり、誤って解釈したりする心配がないとする考え——は、もはや時代遅れであるとする⁽⁴⁾。無論、理由を明示すれば、仮釈放の不許可に対する不服申立が増加し、争いが生じるであろう。しかし、かつて地方審査委員会のメンバーであった経験のあるJ・マーチンは理由明示せよと提言する。けだし、仮釈放が許可されなかった受刑者は、今後、自らの行動を改善するためにも、その理由を知り、その内容について深く考えるべきだからである。

さらに、R・リーヴスも、次の二つの理由から仮釈放の不許可理由は受刑者に知らせるべきであるとする⁽⁵⁾。第一に、理由の明示は受刑者が現実と対峙することを可能にする。受刑者は外界から隔絶された刑務所のなかで生活しているので、理由を知ることによって社会的な現実を知ることになる。第二に理由の明示は受刑者の行動改善に役立つ。

受刑者は、理由を自ら吟味し、来るべき社会復帰に備えることができる。

(三) ウェストの反対論

仮釈放不許可理由明示に反対するのは、D・ウェストである。⁽⁶⁾その理由は、第一に仮釈放の決定はすぐれて主観的なものであり、しかも、きわめて多くの要素によって形成されているものであるから、正確な理由を言いつくすことは困難である。第二に仮釈放の不許可理由を示されても、それが受刑者にとって変更不可能なもの（たとえば、社会での評判の悪さ、過去の行状、精神的な不安定、受刑者に拒絶的な態度を示す家族など）であれば、理由を示されても受刑者は落胆し、しかも傷つくだけである。それゆえに全てのケースで考慮されている一般的な要素を受刑者に知らせることで満足すべきであり、それ以上に何かをすることは実務上無理がある。

(四) クロップウッド円卓会議

一九七三年三月、ケンブリッジ大学犯罪学研究所においてパロールに関する円卓会議（Cropwood Round-Table Conference）が開催された。仮釈放手続における受刑者の法的地位については、G・ボリーが基調報告を行い、討議が行われた。参加者の多くは仮釈放不許可理由を明示することは原理的に望ましいと述べつつ、同時に次のような克服すべき実際上の問題点があることを指摘した。⁽⁷⁾

①不許可の理由が文書によってあるいは人を介して示されたとしても、多くの場合受刑者への満足なコミュニケーションの手段とはならない。②秘密性の問題が生じる。例えば、仮釈放の不許可理由が「受刑者の妻が他の男性と同棲しており、受刑者が釈放後それを発見した場合、暴力事件に及ぶ危険性がある」ということがあったり、医療的な問題に関するものであれば、受刑者に伝えると精神的に参ってしまうことがある。③仮釈放の不許可理由が刑務所外で生じている状況に関するものであれば、受刑者に明示してもフラストレーションをつのらせるだけである。④受刑

者は不服申立権を行使できなければ、不許可理由を示されても無意味である。⑤仮釈放不許可理由の明示を法律上義務づけたとしても、単なる決まり文句 (formula) の繰返しに終始し、決定の中心部分が伝達されないこともありうる。⑥仮釈放の不許可理由を示すことは、むしろ現行の仮釈放許可基準の不十分を明らかにするだけであり、受刑者には益するところは少ない。⑦仮釈放の可否を決定する際に考慮した多くの要素から、不許可にいたったネガティブな要素だけをとりだすことは困難なことが多い。⑧不許可理由の明示は仮釈放許可基準を法定化することなしには不可能であるし、そのような法定化はパロール委員会を不当に拘束する。⑨もし仮釈放不許可理由の明示が法律上義務づけられるなら、施設内の受刑者に関する重要な決定 (例えば、処遇分類) についても全て同様の義務がみとめられることになる。⑩情報源を明らかにすることなく、不許可理由を示しても無意味であるが、だからといって、現在の刑務所制度の下で情報源を明らかにすることは重大な弊害を生みだす。

- (1) K. Hawkins, Parole Procedure: An Alternative Approach, *British Journal of Criminology*, 1973, no. 1, pp. 15.
- (2) *Ibid.*, pp. 16.
- (3) E. Shea, Parole Philosophy in England and America, in: *The Future of Parole*, D. West, ed., 1972, pp. 77.
- (4) J. Martin, The Local Review Committee, in: *The Future of Parole*, D. West, ed., 1972, p. 56.
- (5) R. Leever, Parole Refused—Can the Prisoner Be Told Why?, *Prison Service Journal*, 1972, October, pp. 12.
- (6) D. West, Parole in England: Some Comments on the System at Work, in: *The Future of Parole*, D. West, ed., 1972, p. 28.
- (7) D. Thomas, Summary of Discussions, in: *Parole—Its Implications for the Criminal Justice and Penal Systems*, D. Thomas, ed., 1974, pp. 99.

2 パロール委員会の見解

仮釈放不許可理由の明示の適否に関する問題に対してパロール委員会は、パロール制度の施行以来、大きな関心を持っており、委員会内部でもこの問題は常に重要な検討事項であった。しかも、この問題に関するパロール委員会の立場には変遷がみられる。

(一) 一九六九年の年次報告書

パロール委員会が仮釈放不許可理由の明示の問題にはじめて言及したのは、一九六九年の年次報告書であった。そこで、パロール委員会は、仮釈放不許可理由を受刑者に明示することに否定的な見解⁽¹⁾を示した。本報告書は、まず、パロール決定の理由が、もっぱら受刑者自身だけに関連したものでないことを指摘する。すなわちパロールの可否を審理する際に考慮される要素は広範囲なものであり、パロール決定の理由づけも、そのような多くの要素を総合的に評価してなされるものである。また、一定の理由を抽出できたとしても、それを全ての受刑者にありのままに告げることはできないであろう。不許可理由が、その内容いかんによって、受刑者に示されたりあるいは示されなかったりするのであれば、むしろそれこそ不公正である。結論的には、仮釈放の不許可理由を明示するシステムを採用することが受刑者に有利な状況を生み出すとは到底考えられない。

(二) 一九七五年の年次報告書

一九七〇年代に入り、学界でも、仮釈放不許可理由の明示の問題をめぐる議論は高まりをみせた。パロールを司法的な過程 (judicial process) として考え、仮釈放手続にデュー・プロセスの概念の導入をはかる立場は、その根拠をイギリスの伝統的な自然的正義原則に求めていただけに、パロール委員会も無視しえない潮流としてうけとめた。一

九七五年の年次報告書において、パロール委員会は次のように述べた。

「われわれは、わが国のパロール制度について司法モデルを採用していない。しかし、だからといって、理由明示に賛成する議論を無意味なものとして片付けてしまうわけにはいかない。いくらパターナリスティックな制度の下でも、特権 (privilege) を奪われた者は、その理由を公正な方法で告知されるべきであるという見解を主張することができるからである。すなわち、もし拘禁刑が社会復帰過程という側面をもつとするなら、受刑者に対し、いかにすれば彼が刑務所中での障害を克服し、困難を切りぬけていくことができるかを示す義務がある。受刑者が仮釈放されなかった理由を知ることによって、将来の見通しを自ら見直し、自己改善するケースはたしかに存在する⁽²⁾」。

このように、パロール委員会は、パロールを司法的な過程と捉えデュール・プロセス化をめざす考え方と仮釈放不許可理由の明示の問題を切り離す姿勢を示した。それゆえ、将来、不許可理由が明示される事態もありうることを示唆したものと理解された。しかし、パロール委員会は、この年次報告書で、理由明示にまつわる実際上の問題点が存在することもあわせて指摘した。⁽³⁾

第一にパロール委員会が示す不許可理由が画一化する危険性がある。現行制度の下では、一つのパネルを四人あるいは五人で構成し、各々の委員が広範囲にわたる書類を審査し、独自の判断を下し、互いに討議している。パネルの決定は最終的に全員一致によることを原則としているが、合議の際、パネルのメンバーはそれぞれの確信に基づいて、さまざまな角度から意見を表明することができる。しかし、もし不許可理由を特定することになれば、あたりさわりのない共通の要素だけがとりだされ、パネル・メンバーの考え方の独自性が失われてしまうのではないか。だとすれば、判断自体が均一化し、理由を示しても受刑者にとってそれほど有用なものとはならないであろう。

第二に仮釈放不許可理由を受刑者にあからさまに明示できない場合もあり得る。とくにその理由が受刑者にとってどうにもならない事柄に属する時には、理由を示しても意味がない。真実を告げることは時に受刑者に精神的な打撃を与えることにもなる。しかし、パロール委員会が明示する理由は任意に選択して差し控えうる性質をもつものではない。また、受刑者の側から、不許可の理由に反発し、反論の機会をもちたいと要求する可能性も十分ある。すなわち、受刑者が聴聞を要求したり、不服申立をするようになるが、そうなると現状では行政的に対応することは困難である。

第三に仮釈放不許可理由が明示された場合、受刑者のみならず他の受刑者や刑務所職員にもどのような影響を与えるかを考慮すべきである。職員は、仮釈放されず、パロール決定に反感を抱く受刑者によって何らかの妨害をうけることはないだろうか。仮釈放不許可理由を知ることによって、受刑者全体および職員の士気にかんがりの影響がもたらされるのではないか。職員のなかには、特定の受刑者にこっそりと事情を説明してやりたいと考える者もいるかもしれない。しかし、そのような差別的な取り扱いに対して、他の受刑者は憤慨するにちがいない。

パロール委員会は、一九七五年年次報告書は、これらの問題点を指摘したが、結論として、仮釈放不許可理由を明示せよという要請にもこれまで十分に対応してこなかったことを認めると同時に、パロール委員会は解決策の探究を放棄したわけではなく、それが一九七五年中の中心課題であったと結んでいる。⁽⁴⁾

(三) 一九七六年・一九七七年の年次報告書

その後も、パロール委員会が仮釈放不許可理由を明示しないことに対し、多くの批判がだされた。パロール委員会は、一九七六年の年次報告書⁽⁵⁾で仮釈放不許可理由の明示に関する賛否両論がいずれもなお決着がついていないとし、

実際上の問題点を探るべく何らかの試験的段階に入るべきであると述べた。そして、内務大臣は一九七六年七月一二日に、パロール委員会内部で、理由明示に関する実験が着手された旨を言明した。

パロール委員会は、一九七七年に仮釈放不許可理由の明示の問題について、これまで以上に、積極的に取りくむ姿勢を明確にした。一九七七年の年次報告書はいう。「われわれは、これまでの年次報告書で述べたように、仮釈放不許可理由を明示していないために生じているさまざまな障害を十分に認識している。また、この問題は仮釈放が施行された当時から議論されてきたものである。理由を明示せよとする所説も根強く主張されている。とくに、今日のように、政府の情報公開が叫ばれ、行政の責任の拡大が求められている時代においては、なおさらこの主張はその価値を減ぜられることはない。パロール許可基準に合致した受刑者には、できるだけパロールを認めるべきであるという思潮は一般的にみとめられてきているし、仮釈放が不許可の場合にその理由を明示することは、全ての受刑者に対して公正な処遇を確保することに役立つとの意見も表明されている⁽⁶⁾」。

そこで、パロール委員会は、本報告書で、仮釈放不許可理由を明示することが将来実施可能かどうかの実験を開始し、さらにこの試みを拡大していく意向であることを明らかにした。この実験は、仮釈放が不許可になる場合の典型的な理由 (causes for concern) を抽出して行われた。この理由の具体的な内容は、残念ながら、公表されていないが、パロール委員会の内部では、かなり満足のいく結果がえられた。そこで、今後、各刑務所に設置された地方審査委員会段階で、この実験が行われることになった。年次報告書はいう。「このステップは地方審査委員会の果している役割を考えると重要である。われわれは、この結果を関心をもって待ちのぞんでいる⁽⁷⁾」。

しかし、パロール委員会は、この試みがあくまで内部的な実験の域を出るものでなく、理由を実際に受刑者に明示

するものでないことを強調する。すなわち、この試みの目的は、当該のケースで一つのパネルのメンバーが考慮したことが簡明に表現され、受刑者に伝達されるかどうかを査定することにすぎない。また、将来、地方審査委員会レビューでの結果が判明したときには、不許可理由の明示を実施に移すかが問われる。この最終的な決断は、内務大臣に委ねられる。しかし、この実施の是非こそ、パロール委員会は「最大の難問」であるとする。けだし、実際に仮釈放の不許可理由を明示した場合に、受刑者自身の態度および士気にどのように影響をもつか、さらに、刑務所職員にどのような意義があるかを考慮しなければならぬからである。⁽⁸⁾

(四) 一九七九年の年次報告書

パロール委員会は、仮釈放不許可理由の明示に関する実験について、一九七九年の年次報告書において最終的な態度を表明した。その結論は、「パロール委員会のメンバーの大半の意見は、*causes for concern* の形態においてさえ、仮釈放の不許可理由を受刑者に伝達することは実施不可能である⁽⁹⁾」とするものである。パロール委員会が内務大臣に送致した意見書の主な内容は、次の通りである。⁽¹⁰⁾

① 仮釈放不許可理由を明示する目的のうち検討する価値があるのは、仮釈放を許可しなかったことに対する説明として、受刑者に理由を伝達すべきであるとするものである。それゆえ、この目的の正当性は、何らかの実験にとりかかるまえに、まず確定すべきものであった。けだし、この目的が望ましいものであれば、実験に着手する価値があるのに対し、この目的が望ましくないと論定されれば、実験は価値がないからである。

② 無論、この実験のもつ他の利点を挙げることはできる。たとえば、ステレオタイプの不許可理由を選び出すことは、それ自体、仮釈放の許可基準について認識を改めさせ、正確に理解させることに役立つ。それゆえ、選出され

た不許可理由は、他面、パロール委員会のパネル・メンバーにとって有用なガイド・ラインともなり得る。しかし、この利点を断定的に述べることは、すでに結論をもって実験を開始するようなもので、望ましくない。

③ 仮釈放が不許可になった場合のように特権 (privilege) を剝奪された者に対し、次回の審査に向けて行動を改善するために許可に至るにはどの程度不十分であったかを教示すべきであるという見解は傾聴に値する。この見解は一九七六年九月のいわゆる「理由」実験 (“Reasons” experiment) の基礎にあった考え方である。しかし、これは仮釈放の不許可理由を明示せよとの主張の根拠とは異なる。理由明示論の目的は、受刑者が不許可理由に対して、不服を申立てることを可能にすることにある。しかし、受刑者に理由を伝達することが不服申立という結果を生むとするなら次のような反論が理由明示論に対して向けられる。

④ 第一の反論は法的な観点からのものである。ここでは次の二つの原理が思いおこされるべきである。a) パロール委員会に関する現行規定の下においては、いかなる裁判所も、パロール委員会が理由を明示する義務が存在すると考える傾向にはない。b) そのような義務がないにもかかわらず、もし、パロール委員会が決定に関して何らかの理由を示した場合には、裁判所が介入する可能性がないとはいえない。端的にいえば、明示した理由が、法的に誤りであることが明白である場合には、パロール委員会の決定は裁判所によって破棄されることになろう。

⑤ 第二の反論はパロール委員会における仮釈放決定プロセスの特質に関連する。パロール委員会の決定に最も影響をもっている要素は、ほとんどの場合、刑務所内における受刑者の行状であるが、この行状を判定する唯一の方法は、さまざまなリポート類を検討することである。受刑者に仮釈放の不許可理由を明示することになれば、パロール委員会が判断材料としたリポート類を開覧せざるをえなくなる。理由明示論を唱える者は、a) パロール委員会の決定の妥

当性を査定する権限、⑥パロール委員会が判断材料としたりレポート類の正確性に不服を申立てる権利もあわせて認められなければ承服しないであろう。

⑥以上第一と第二の異論を総合的にみてみると、理由明示論に対しては根本的な異論を唱えざるをえない。すなわち、仮釈放不許可理由を明示することは、パロールを特権として捉える現行の制度から、パロールを権利として捉える制度への転換を意味する。このような転換が是か非かは、本報告書の課題ではない。しかし、受刑者に仮釈放不許可の理由を伝達することは不可避的に現行制度の変革につながる。まず、パロール委員会や刑務職員が、理由を明示して自らの見解を公的に正当化する責任を負うことになろう。さらに司法的（あるいは準司法的）な聴聞、意見陳述などがみとめられることになれば、受刑者に対する不許可理由の伝達が、制度の中核をなすことになる。しかしながら、このような制度は議会が仮釈放導入に際して構想したものではないし、その制度の是非を決定するのは議会である。結論としては、仮釈放不許可理由を明示することは、現行法の下では実現困難であり、理由明示に関する実験は廃止されるべきである。

- (1) Home Office, Report of the Parole Board for 1969, para. 115.
- (2) Home Office, Report of the Parole Board for 1975, para. 20.
- (3) Ibid., para. 21-23.
- (4) Ibid., para. 25.
- (5) Home Office, Report of the Parole Board for 1976, para. 29-30.
- (6) Home Office, Report of the Parole Board for 1977, para. 18.
- (7) Ibid., para. 19.

(8) Ibid, para. 20.

(9) Home Office, Report of the Parole Board for 1979, para. 3.

(10) Ibid, Appendix 5 (The Parole Board's View on the Giving of Reasons for the Refusal of Parole).

3 ペイン事件判決

判例上、仮釈放不許可理由をめぐって争われたケースはきわめて少ない。これまでのところ、判例集に搭載された唯一のものはペイン事件である。それゆえ、事件は学界のみならずマスコミの間でも関心を集め、その帰趨が注目されてきた。以下、本件について、第一審判決と控訴審判決を紹介したい。

(一) 事実の概要

R・ペイン(事件当時二六歳)はケント州に住む男子の銀行員であったが、一九六八年、ケント州ブルムリイでC・ジョセフス(当時二〇歳)を彼女の自宅で刺殺した。ペインは、同年五月二四日、謀殺罪で有罪となり、無期拘禁の刑に処せられた。なお、彼は一八歳の時および二三歳の時に女性に対する暴行罪でいずれも有罪となっている。

ペインは、一九六八年一月四日、メイドストーン刑務所において最上級A(逃走すれば社会に最も危険な者)に分類された。その後、彼は、一九七五年七月七日にB、一九七八年三月二三日にC、さらに現在、警備分類の最下級Dに配属されるに至っている。彼の刑務所内での行状は、特に良好と評価され、いわゆる模範囚であった。

なお、ペインのような無期刑受刑者の仮釈放については、定期刑受刑者の場合と異なった取り扱いがなされる。一九七五年刑事裁判法六一条一項によれば、内務大臣はパロール委員会の勧告をうけて、無期刑受刑者を仮釈放することができ、その際、Lord Chief Justice(および可能であれば刑を言い渡した裁判官)と協議する。無期刑受刑者

の場合、定期刑受刑者と異なり、レミッション（規律違反がなければ自動的に刑期の三分の二で釈放される制度）が適用されないのみならず、パロール適格を得る条件期間（刑期の三分の一あるいは一年）の規定が存在しない。それゆえ、無期刑受刑者については法の規定上はいつでも仮釈放することができる。なお、一九六五年謀殺（死刑廃止）法一条二項により、裁判所が謀殺罪に対して無期の拘禁刑を言い渡す際に、一定期間拘禁すべきであると勧告することができ旨を定めている。しかし、内務大臣への法的拘束力はないし、パロール委員会も裁判所の勧告と異なった勧告をすることができるかと解されている。

ペインは刑務所に収容された後六年を経過して以来、仮釈放の希望をもっていた。仮釈放の審理は、二度にわたって行われた。一度目は一九七五年二月、二度目は一九七七年の六月頃であった。しかし、いずれも仮釈放は許可されず、理由も示されなかった。一九七七年一〇月一〇月、ペインは、ハリス卿（パロール委員会委員長）、P・ティムス（地方審査委員会委員長）および内務大臣を被告として高等法院（High Court of Justice）に仮釈放不許可理由を明示すべきである旨の訴えをおこした。

原告ペインの主張は次の通りである。①被告らは、原告の仮釈放の可否を勧告する際、自然的正義の原則を適用すべき義務がある。②一九七七年一月から七月にかけての地方審査委員会とパロール委員会の決定は無効（null and void）である。③原告は、地方審査委員会とパロール委員会に対し、意見を陳述する権利を有しており、被告らが仮釈放の不許可を決定した際には、その内容を原告に知らせる義務がある。④内務大臣は仮釈放の不許可理由を原告に知らせる義務がある。

これに対する被告らの主張は次の通りである。①被告らが、公正に、つまり自然的正義の原則に従って行動すべき

ことは承認されるが、法令解釈およびあらゆる状況からみて、仮釈放不許可の理由を明示しないからといって、不正に行動したとはいえない。②公正行動義務は、行使の仕方もさまざまなものが考えられるし、適用される状況も一様ではない。

(二) 第一審判決

一九七九年七月三〇日、マクネイル判事は高等法院の女王座部裁判所 (Queen's Bench Division) において次のように判示した。⁽¹⁾

本件の問題点をまとめると次のようになる。原告に仮釈放不許可の理由を示さなかったことが不公正な取り扱いだとするなら、原告は救済されることができるのであり、意見や立場の相違は本件判決にとって重要ではない。これに対し、被告らに不公正な点がみいだせないとするなら、今ここで原告・被告の主張のどちらが正しいかを判示することはできない。なぜならば、法廷に提出された資料は結論を下すには全く不十分なものであるし、本件に関する結論は議會の問題であって裁判所の問題ではないからである。従って、本件の争点は、原告に仮釈放の不許可理由を示さないことが公正であるか否かに尽きる。

パロール委員会と地方審査委員会の任務は内務大臣の諮問に應えることであり、これは一九六七年刑事裁判法五九条三項の規定するところである。すなわち、両委員会は、内務大臣から委託されたケースについてののみ審理することが許される。そして、両委員会は、委託された事柄についてのみ内務大臣に勧告する。また内務大臣は、地方審査委員会の構成について規定を作成する権限をもっている。地方審査委員会の義務はケースを審査し、受刑者が仮釈放に適するかどうかを報告することである。このように両委員会が、ケースを審査、報告および勧告する目的を達

成するために、受刑者に仮釈放手続のなかで一定の権利が付与されている。また、無期刑受刑者のために、小冊子 (leaflet) が用意されており、受刑者の権利について説明がなされている。さらに、パロール委員会と地方審査委員会の手続について『パロール許可基準』が公表されている。

以上のように、両委員会の権限を捉え、仮釈放手続の目的・範囲および内容を規定するならば、仮釈放不許可の理由を単に受刑者に伝えないからといって、不公正で自然的正義の否定に至ると考えることはできない。

(三) 控訴審判決

ペインは、第一審判決を不服として、直ちに控訴した。

ペインの控訴理由は次の通りである。①第一審は、公正 (fairness) の原理は受刑者に仮釈放不許可理由を簡単に示すことまで要求していないとする点に誤りがある。②第一審は、意見陳述権は相手方 (仮釈放決定機関) の主張内容を十分に知っている場合にのみ適切に行使されうるとする原告の訴えを考慮していない。③第一審は一九六七年刑事裁判法五九条―六二条の趣旨を誤って解釈している。④第一審は「自然的正義の原則が適用されるとするならば理由の内容は簡単なものです、詳細な書類の開示を含まざるをえないが、そうであれば、司法の秘密性 (judicial confidentiality) を侵すことになる」と主張するが、これは誤りである。⑤第一審は一九六七年地方審査委員会規則が本件事案の下で公平に適用されたかを十分に考慮していない。

これに対し、第二審の控訴裁判所は控訴を棄却した。⁽²⁾ 三裁判官の控訴棄却理由は、次の通りである。

(1) デニング判事 原告は宣言判決 (declaration) を求めたけれども、本来は司法審査 (judicial review) によるべきであったと思われる (その先例として、Heywood v. Board of Visitors of Hull Prison [1980] 1 W. L.

R. 1386 参照)。しかし、本件は当裁判所に提出されたので、以下のように判示する。

仮釈放手続の根拠規定は一九六七年刑事裁判法五九条——六二条および一九六七年地方審査委員会規則である。両法規は、仮釈放手続全体について包括的に規定したものである。ここで注意を要するのは、刑事裁判法六二条三項は、仮釈放を取り消された者は、取消しの理由について知らされるべきであると規定していることである。しかし、仮釈放が許可されなかった場合には、これに相応する規定は存在しない。このことは、立法者が仮釈放が不許可の場合は、理由明示は不必要であると考えたことを示している。

なお、自然的正義の問題に関しては、まず仮釈放決定を行う機関が、公正に行動する義務を負うことは疑いないといえる。これは、現在、全ての公的な機関の行政手続を支配する概念である。しかし、この公正行動義務の内容は、一般的に論定できるものではなく、個々の状況に依存する。

結局、本件のような場合、考慮すべきは、公共政策 (public policy) の観点からみて、理由を明示することが是非かということである。無論、これは、裁判所よりもむしろ内務大臣の問題である。しかし、裁判所として判示することは、仮釈放不許可理由の明示は受刑者には有益であるが、社会一般の利益にはならないということである。公正の観点からみて理由明示を承認してよい場合があることを認めるが、本件はこの限りではない。控訴棄却が妥当である。

(2) ショウ判事 裁判所が関心を持っているのは、合法性 (legalities)、すなわち、権利・義務の問題である。それゆえ、当裁判所も法規を精査することからはじめるべきである。まず、一九六七年刑事裁判法自体には、受刑者に付与された権利は見出せない。本法は、あくまで行政手続を規定したものであり、内務大臣が判決刑期の終了前に

受刑者を釈放するところに重点がある。これに対し、一九六七年地方審査委員会規則は、受刑者に一定の権利を与えている。すなわち、第一に地方審査委員会による面接をうける権利、第二に面接の際の意見陳述権、第三に書面による意見陳述権である。そして、このような受刑者の権利に対応して、仮釈放決定機関の側に一定の義務が発生し、これらの義務が履行されなければ受刑者は履行を求める訴えをおこすことができる。しかし、パロール委員会や地方審査委員会に何らの特別な義務が科されていない場合は、受刑者は訴えをおこすことはできない。現行法規上、両委員会が仮釈放を認めなかった場合に受刑者に理由を知らせることを明示した条文はどこにもない。このことは、理由が明示されるパロール取消の際の取り扱いとかわだつた対照をなしている。

また、理由を明示することは望ましいことであるとしても、パロール委員会のメンバーの心の中にある主観的な理由を表現し、あるいは定義することは容易なことではない。さらに理由を正確な言葉で第三者を経由して伝達することとは、事実上しばしば不可能である。

原告側弁護士は行政手続においても自然的正義原則が適用されるべきことを強調している。しかし、デニング卿がいうように、どのような場合に自然的正義の原則が適用されるかについて厳格に定めることは不可能である。また、その適用の範囲・限界を定めることも不可能である。全ては個々のケースの内容に依存する。本件のような仮釈放の決定については、公共の利益の問題を無視しえない。すなわち、仮釈放が不適切であれば公共の利益が害される危険性がある。このような状況をも考えあわせると、パロール委員会に何らかの義務を負わせるのは適切でない。それゆえ、原審判示は妥当であり、控訴は棄却される。

(3) ブライトン判事 本件訴訟における原告の目的は、受刑者が仮釈放不許可理由を知ることが、次回の仮釈

放審査に向けて意見陳述する際に有益であるとの考えに基づき、仮釈放が認められなかった理由（あるいは理由の要旨）を知る権利を確立することである。このような、「知る権利」は現行法上、本件の受刑者のような場合に付与されることは明確に規定されていない。しかも、何らかの決定を下した者に対して、その決定について理由を示す義務を負わせるという一般法原理も存在しない。それゆえ、原告が勝訴するためには、第一に自然的正義原則の適用に基づくか、第二に現行法規の解釈に基づくかの何れかによらなければならない。

第一に自然的正義の適用については、パロール委員会および地方審査委員会に公正行動義務があることは疑いないとしても、問題はこの公正行動義務のなかに理由（少なくとも理由の要旨、あるいは受刑者に不利な事柄）を受刑者に知らせることを含ませるかであるが、消極的に解すべきである。原告は、先例として、*Kanda v. Government of the Federation Malaya* [1962] A. C. 322 を挙げる。たしかに、そこでは聴聞権が認められるなら、審問に付された者に対し自己に反する主張を知る権利が認められなければならないとの考えが示されていた。しかし、このケースは本件とは異なる。すなわち、パロール委員会の機能は仮釈放を勧告すること、さらに地方審査委員会の機能は仮釈放の適否を判断することであり、いずれも *charge* を審査 (*investigate*) することではない。

第二に法規解釈については、仮釈放不許可理由を明示せよとする根拠法規が存在しないので、解釈上、理由を明示する義務を認めるべきかどうかが問題となる。このように解釈によって義務を認めるためには、そのような類推解釈を正当化する十分な根拠が存在しなければならない。原告は、地方審査委員会規則三条二項を根拠として、受刑者を面接する地方審査委員会のメンバーは、受刑者にとって不利な事柄を知らせる義務があるとの解釈を提示している。しかし、このように解釈する必然性は認められない。

一九七五年二月二日のヨーロッパ人權裁判所のゴルダー事件判決が、原告によって引用されているが、本件判決は誤解を招く資料は刑務所記録に記載しないという自明の事柄を示したにすぎない。それゆえ、現在でも、受刑者の記録にあらわれ、その正確性がチェックできる事実的な事柄に関しては受刑者に示しうるが、評価、理由、意見および勧告に関する事柄については示しえない。本件原告は後者の事柄についてその明示を求めたのである。したがって、控訴棄却が妥当である。

(1) *Payne v. Petch and Ors.* 本件判決は判例集に未記載である。本稿執筆にあたっては、*The Official Tape Recordings by a Deputy for Mrs. Beverley Nunery (Official Tape Transcriber)* から再生した判決書を用いた。

(2) *Payne v. Lord Harris of Greenwich and Others* [1981] 1 W. L. R. 754.

4 小括

仮釈放不許可理由の明示は、受刑者の権利保障の拡大をめぐる問題のなかで中心をなすものであり、各方面で議論されてきた。注目されたペイン事件では、控訴審まで争われ、結局、裁判所は消極的な立場を示した。それゆえ、実務上、争いはあったが、仮釈放の不許可理由は明示する必要がないとの立場がひとまず定着した感がある。しかし、学界では仮釈放不許可理由を明示せよとの主張は根強く、かなり有力なものである。このような学界における明示論が決して無視しえないものであることは、パロール委員会が最終的には明示論を採用しなかったにせよ、かなり長期にわたって理由明示の是非を検討し、しかもその最終決定までに見解の変遷がみられたことが物語っている。

かくして、仮釈放不許可理由の明示を求める見解は今後も勢いを増し、その現実的な実施の可能性が探られるものと思われる。この点で興味深いのは、一九八一年の内務省の報告書⁽¹⁾である。すなわち、内務省は仮釈放制度の総合的

な検討を行った結果、仮釈放の不許可理由の明示に反対したが、その主な理由はパロール委員会に理由明示を義務づけるのは、パロール委員会とその職員にとって負担の実質的な拡大につながることを危惧した点にある。そして、内務省は現在以上の人的資源を供給することなしに、パロール委員会にこの義務を課すことは、全く非実際的であることを強調した。この内務省の現実認識は、もし、明示論が正当であるとしても、現在のパロール委員会の執務体制からみてただちに実施に踏み切れない要素があることを示唆した点で意義がある。それゆえ、仮釈放の不許可理由の明示を義務づける制度をスムーズに実施するためには、委員会の執務体制の人的充実にも目を向けていかねばならない。

最後に、仮釈放不許可理由の明示の問題を議論する際、しばしば検討の対象となる一九六〇年精神衛生審査会規則（Mental Health Review Tribunal Rules）二七条五項の規定について触れておきたい。ここでは、入退院に関する審査機関である精神衛生審査会に対し、退院不許可の理由明示を求める権利が、精神病院に収容されている患者にとめられている。すなわち、患者は文書による決定の告知を受けとった後三週間以内に、精神衛生審査会に対し、理由の明示を求めることができる（但し、患者の利益あるいはその他の特別な理由からみて望ましくない場合はこの限りでない）。仮釈放の不許可理由を明示せよと主張する立場からは、この規定を受刑者についても設けるべきであるとする。すなわち、精神衛生審査会はパロール決定機関と多くの点で類似しており、精神病患者にみとめられている規定がなぜ受刑者にも設けることができないのか理解できないと主張しているのである。しかし、この見解は多くの支持をえていない。その理由はおそらく次の点に求められるだろう。すなわち、精神病患者の場合は、最初の入院期間は一年と定められ、それ以後は更新（第一回目の入院期間Ⅱ一年、第二回目以後の入院期間Ⅱ各二年）によるものとされており（一九五九年精神衛生法四三条）、退院不許可決定は法的にも患者にとって不利益な処分を意味するの

は争う余地がなく、理由明示は当然であると考えられている。一方、受刑者の場合には、判決により確定した拘禁期間収容することが原則であり、仮釈放を許可しないからといって新たに自由を剝奪するものでないと考えられているのである。

(1) Home Office, Review of Parole in England and Wales, 1981, para. 74. Howard League for the Penal Reform, Freedom on Licence, 1981, para. 121 を参照した。

(2) K. Hawkins, op. cit., p. 18. Students of the Two Year Diploma in Social Work Course, University of Birmingham, Giving Reasons for the Parole Refusal, Probation Journal, 1977, vol. 24, no. 3, p. 83.

五 仮釈放手続と自然的正義 (Natural Justice) 原則

——イギリスにおける適正手続保障の問題——

1 自然的正義原則の内容と思潮の変化

(一) 自然的正義原則の内容

イギリスにおいて裁判所の行政手続に対する法的コントロールの主要な根拠は自然的正義原則である。これまで自然的正義原則は、二つのルールから構成されると理解されてきた。⁽¹⁾ 第一に「何人も自分自身の事件において裁判官たりえない」(No man should be a judge in his own cause) とするもので、偏見排除の原則と呼ばれる。第二に「当事者双方が聴聞されるべし」(Both sides should be heard) とするもので、双方聴聞の原則と呼ばれる。この二つのルールは、国家機関の権限は適正に行使されるべきであるという原理を基礎としたものであり、判例法上形成

されてきた。イギリスには、アメリカ合衆国憲法の修正五条（「何人も、法の適正な手続なくしては、生命、自由または財産を奪われぬ」）や修正一四条（「如何なる州も、法の適正な手続なくしては、生命、自由または財産を奪つてはならない」）のような適正手続条項は存在しない。それゆえ、自然的正義原則は、憲法上の規範ではなく、国会の制定した法律の解釈原理としての意義をもつにすぎないとされている。

本来、自然的正義の原則は、裁判所が権限を行使する際に手続的な適正を保障すべく自らに課した司法部の内部的規律であった。しかし、一九世紀から今世紀にかけて、行政の肥大化現象を背景に、「行政部が直接国民の利害に影響を及ぼすような判決を下す領域と機会が増加するにつれ、司法部は自らのルールを行政部にも遵守するよう求めるようになってきた」⁽²⁾。そして、今日、自然的正義の原則は、「司法裁判所の行政機関に対する監督手段として重要な意義を有するに至った」⁽³⁾のである。行政機関の行為が自然的正義に違反した場合の救済方法としては、四つの類型がある。⁽⁴⁾①裁判所あるいは上級の行政機関に対する不服申立。②大権令状 (prerogative orders) による救済。例えば、行為を取り消すための事件移送命令 (certiorari)。③コモン・ロー上の損害賠償請求。④衡平法上の差止命令 (injunction)、権利義務の確認を求める宣言判決 (declaration)。このうち、自然的正義に関するケースで最もよく用いられるのは、当該行政機関の行為の取消しを求める②の事件移送命令である。

(二) 思潮の変化

自然的正義原則の淵源を歴史的にどの段階に求めるかは容易ではない。しかし、自然的正義原則の適用範囲をめぐる今世紀の判例法の展開には、興味深い変遷がみられる。

まず、自然的正義原則の適用は一九三〇年代をピークとして拡大化傾向にあったが、第二次世界大戦後、一九四五

年以降一九五〇年代にかけて衰退傾向を示した⁽⁵⁾。この戦後の衰退傾向を示した時期は、いわば「自然的正義の黄昏」⁽⁶⁾と評すべき時期であった。この黄昏時期を象徴する判例としては、一九五一年 *Nakkuda Ali v. Jayaratne* 事件⁽⁷⁾がある。本件は、織物統制官が聴聞を行わずに織物業免許を取り消した行為に対し、事件移送命令による救済が求められたものである。裁判所は取消し処分は司法的行為ではないとの考えを示し、双方聴聞の原則の適用を否定した。この判例は、行政機関は法令上の規定が存在しない限り司法的に行動する義務はないとの立場を基礎としたものである。このように、この時期、司法部は、自然的正義の原則の適用にかなり消極的な態度をとり、「裁判所によるコモンローの原則としての自然的正義の適用され得る行政領域が、事実上、減少していること」⁽⁸⁾が指摘された。

自然的正義原則の適用範囲に関する判例の消極的な姿勢に大きな変化がみられるのは、一九六〇年代半ばに至ってである。この思潮の変化は「決定がある特定の人々に影響を及ぼす時、これらの人々は何らかの段階で(at some stage)何らかの方法で (in some way) その決定に関与すべきである」⁽⁹⁾という原理が台頭してきたことを意味する。対象者が決定に関与する方法は、具体的には自らの主張を述べる機会を与えられることである。また、従来、イギリス行政法の領域では自然的正義原則の適用の可否を当該行政行為が司法的 (judicial) か、準司法的 (quasi-judicial) か、あるいは行政的 (administrative) かの区別に依存させ、「行政的」機能をもつ行為には自然的正義原則を適用しない態度を堅持してきた。しかし、このような態度にも変化がみられる。G・ボリーは⁽¹⁰⁾いう。機能分析に基づくあいまいな区別を吟味しても、今や益するところは少ない。なぜならば、裁判所は、当事者に自らの主張を述べる機会を与える義務を科すことをもはや司法的あるいは準司法的な機能を果す機関にのみ限定していないことは明白だからである。このような思潮の変化の直接的な契機となったのは、一九六三年のブライトン警察事件に関する上院 (House of

Lords) 判決であった。⁽¹¹⁾ 本件は、公安委員会が警察本部長 (Chief constable) であるリッジを事前の告知と聴聞を行わずに免職処分にした行為に対し訴えが提起された。最高審である上院は、免職処分が自然的正義に違反し、無効 (null and void) である旨を判示した(但し、エヴァンシェッド卿の反対論がある)。さらに上院は、前述した Nakuda Ali ケースを先例として認めないことを明言した。本件判決についてはイギリス裁判所の伝統的な立場を回復したものであるとの評価も存在するが、いずれにしても、その後の判例法の展開をみると、H・ウェイドのいうように本件判決によって「裁判官の政策における劇的な変化」⁽¹²⁾ がもたらされたことは疑いない。B・シュウォーツとH・ウェイドは共同研究『英米行政法—行政過程の法的コントロールに関する比較研究』において次のようにいう。本件判決は、「本国にもイギリス連邦にも強い指導を与えた。その一つの結果は、自然的正義に関する訴訟と原告勝訴(これまで一様に敗訴に終わった唯一の種類は大学学生である)の数が非常に増えたことであった」⁽¹³⁾。

注目されるのは、以上のような判例法における思潮の変化が、これまで法的地位が顧慮されなかったカテゴリーの人々(例えば、外国人)のケースにもあらわれたことであった。仮釈放決定と受刑者の法的地位を論じたG・ポリーは、この思潮の変化は当然、受刑者にあらわれるべきではないかとの問題を提起した。⁽¹⁴⁾ パロールがイギリスに導入されたのは一九六七年のことであったが、この年は裁判所が自然的正義原則の適用範囲をまさに拡大しようとした時期に一致する。しかし、イギリスにおけるパロールは全く行政的な裁量によるものであり、受刑者の権利の概念が入りこむ余地はないとの理解が一貫して主張されてきた。それゆえ、パロール制度のみが右にみた判例法の流れに無関心でいることができるのかとの疑問は出てこざるをえない。そこで、この問題を検討する前提として、次に、自然的正義に関する判例法の最近の動きをみておきたい。

- (1) 自然的正義に関するイギリスの代表的文献としては、P. Jackson, *Natural Justice*, 2nd ed., 1979.
- (2) 釜田泰介「行政機関の行為と公平の原則(一)」同志社法学二六卷一号四頁。
- (3) 木村実「イギリス行政法の現況(三)」判例時報九六二号二一頁。
- (4) 釜田・前掲論文七頁以下、杉村敏正・行政手続法(有斐閣、昭和四八年)二六頁参照。
- (5) 堤口康博「行政裁判(2)——自然的正義」英米判例百選I——公法(別冊ジュリスト五九号)二九頁。
- (6) H. Wade, *The Twilight of Natural Justice?*, *The Law Quarterly Review*, 1951, vol. 67, pp. 103.
- (7) Nakkuda Ali v. Jayaratne [1951] A. C. 66.
- (8) 小高剛「英米行政過程における手続的適正について(一)——自然的正義原則の適用とその限界」立命館法学五四号一九二頁。
- (9) G. Borrie, *The Prisoner's Status in Parole Decision-making*, in: Parole, D. Thomas, ed., 1974, p. 19.
- (10) *Ibid.*
- (11) *Ridge v. Baldwin and Others* [1963] 2 All E. R. 66.
- (12) H. W. R. ウェイド(江田五月監訳)「民主主義諸国における行政的正義」比較法学一〇巻二号一一一頁。
- (13) B. Shwartz and W. Wade, *Legal Control of Government*, 1972. B. シュウォーツ、H. W. R. ウェイド(堤口康博訳)・英米行政法(成文堂、昭和五一年)二六五—二六六頁。
- (14) G. Borrie, *op. cit.*, p. 28.

2 自然的正義原則の展開

自然的正義原則の適用に関する最近の判例法の展開のうち、本稿の課題との関連で注目すべきは公正行動義務(duty to act fairly) 概念の登場とハル刑務所巡視委員会事件判決である。以下、これらについて分説したい。

(一) 公正行動義務

自然的正義原則が司法部が自らに課した自己規律であった時代には、自然的正義原則の遵守義務は、当然のことな

から、「司法的に行動する義務 (duty to act judicially)」を意味した。しかし、今や自然的正義原則の適用範囲は拡大し、行政的な領域に及ぶにいたった。すなわち、自然的正義原則の適用の可否を当該行為が司法的か行政的かの区別に依存した伝統的な思考方法が後退し、行政機関であっても司法的な役割を果す場合には自然的正義原則が適用されるというルールが形成された。このような現代的動向を背景として、一九六〇年代後半以降の判例のなかに自然的正義原則を適用するに際して、「司法的に行動する義務 (duty to act judicially)」よりも「公正に行動する義務 (duty to act fairly)」と⁽¹⁾いう表現を用いるものが多くなった。Judicially から Fairly へ表現の転換は、自然的正義原則の適用が司法部内にとどまらないことを明瞭に示唆したものである。

公正行動義務を明確に打ち出した指導的判例としては次の二件があげられている。第一のケースは一九六七年の H・K (未成年者) 事件判決である。⁽¹⁾ 事案はパキスタンから父親 A・R と一緒にイギリスに入国しようとした H・K が、①年齢が一六歳以下であるとの申し出は虚偽であること、②父親と称する A・R と実子関係にあるかも疑問であるとの理由から、一九六二年イギリス連邦移民法 (Commonwealth Immigrants Act 1962) 二条に基づき入国を拒否されたというものである。A・R から決定取消しのための事件移送命令を求める訴えが出された。これに対し、本件判決は「これは司法的に行動することが求められている問題ではなく、公正に行動することが求められている問題である」との観点にたつて、⁽²⁾ 良き行政を行い、正しい決定をするためには行政機関も公正に行動することが必要であると判示した。但し、結論としては、入国管理官の行為は公正な手続に沿ったものであるとして訴えが却下された。第二のケースは一九七〇年の賭博委員会事件がある。⁽²⁾ 本件事案は、原告が賭博クラブ開業のための許可申請をするために賭博委員会に同意証明書を求めたところ、これを拒否されたことから、委員会の決定取消しを裁判所に求めたもの

である。主な争点は、賭博委員会に自然的正義原則を守るべき義務があるかであった。本件判決は、結局これを肯定し、「委員会は断固として公正でなければならない。もし委員会が公正でないなら、裁判所は介入することを躊躇しない」と述べた。但し、結論的には、賭博委員会は公正に行動したことが認められた。

この他、一九七〇年代の判例には、治安判事、一九四八年社会法に基づき任命された検査官労働組合の地区委員会、タクシー営業の免許権限をもつ協会などにも、公正行動義務を要求するケースがあらわれた⁽³⁾。また一九八二年夏には、北ウェールズの警察官辞職事件に関する上院判決⁽⁴⁾が出た。事案は、原告が叔父の未亡人との結婚、制限をこえて四匹の犬を飼ったことおよびヒッピー的な生活などの素行上の理由により、警察本部長から、「解雇する代りに自ら辞職すること」を迫られ、やむなく辞職したというものである。警察本部長に自然的正義原則を遵守する義務があるかどうか争点となった。上院は、この点につき肯定し、警察本部長も公正に対処する (Deal fairly) 義務があることを認めた。

以上のことから明らかのように、自然的正義原則の適用に関する最近の判例は公正さ (Fairness) をめぐって展開しているものが多い。それゆえ、国民の利益にかかわる事項に関して司法的な要素を含む決定を下す機関には、公正に行動することを要求する形で、自然的正義の原則を遵守することを求める考え方が定着してきたと評してよいと思われる。このような判例法の現代的動向は、司法部が行政手続の適正化を一層推進しようとするものと評価できよう。また、最近の、自然的正義原則の適用拡大化傾向は、従来適用が否定されてきた領域にも及びはじめている。そこで、その典型的なケースとして、次にハル刑務所巡視委員会事件判決をみてみたい。

(二) ハル刑務所巡視委員会事件判決

従来、刑務所に収容されている受刑者に対する自然的正義原則の適用については、一般に消極的に解されてきた。しかし、ハル刑務所巡視委員会事件判決は、近年、自然的正義原則の適用に関する思潮の変化が受刑者の問題にもその影響を及ぼしつつあることを端的に示した。

ハル刑務所巡視委員会が認定した事実の概要は次のとおりである。R・ジャーマンは、ハル刑務所の暴動の際、一九七六年八月二一日午後八時より九月二日午後二時までの間、①許可なくA棟から離れ（一九六四年刑務所規則四七条六項）、②隔離ユニットとA棟の屋上で他の受刑者と共同で秩序を乱す行為を行った（同規則四七条二〇項）。巡視委員会は、このような反則行為に対する懲罰として、①について、a二八日間の優遇措置の剝奪、b二八日間の作業収入の剝奪、c二八日間の単独労働、d六〇日間のレミッションの喪失、②について、a四二日間の優遇措置の剝奪、b四二日間の作業収入の剝奪、c四二日間の単独労働、d九〇日間のレミッションの喪失を言い渡した。これに対し、ジャーマンは、巡視委員会は自然的正義原則の遵守を怠っていると、委員会決定を取り消すため事件移送命令を求めて訴えを提起した。なお、ジャーマンの外六名の受刑者も同様の訴えを起こした。

一九七七年一月二六日、女王座部裁判所は、ジャーマンらの訴えを却下し、事件移送命令による救済は、刑務所内の巡視委員会の手続をスーパーヴァイズするには適さないと判示した。⁽⁵⁾その理由について、裁判所は、巡視委員会は刑務所内の規律違反を認定し、懲罰を科すという点において司法的な役割を果しているが、あくまで、刑務所内の規律を維持するための私的な審判機関にすぎないとした。本判決は伝統的な判例の流れに沿ったものと評する見方もできるかもしれない。しかし、本判決に対しては、*Criminal Law Review* の評釈子が「行政行為が事実上自然的正義原則に違反し、（レミッションの喪失により）通常より長期にわたって受刑者の自由が剝奪されている場合に、何ら

権利救済がないというのはきわめて嘆かわしい」と述べるなど強い批判がだされた。⁽⁶⁾

ジャーマンは、右判決を不服として、控訴した（なお、ジャーマンの外四名の受刑者も控訴した）。控訴理由は、第一審判決には次のような誤謬があるとす。①第一審裁判所は、巡視委員会の聴聞・決定が懲罰事犯に関するものである場合女王座部裁判所の監督に服さないと解し、事件移送命令の大権令状を発令しなかったこと。②第一審裁判所は、巡視委員会が司法的に行動していることを認めながら、例外もあるとし、事件移送命令が非公開の私的な懲罰手続には適さないとの理由で発令しなかった。③もし、そのような例外があるとしても、例外が本件の巡視委員会の聴聞にあてはまると判示したこと。これに対し、巡視委員会は次のように反論した。①巡視委員会の真の役割はあくまで行政的なものである。巡視委員会は準司法的な機能を果しているけれども、刑務所運営との関連においては、その行政的な役割は不変である。②巡視委員会の決定は受刑者の申請によって内務大臣の審査に服する。それゆえ、巡視委員会の手続が行政的な性格を有しており、救済措置の執行が行えないのなら、当然、裁判所は介入すべきではない。③巡視委員会が受刑者に科す懲罰は受刑者の権利に何らの影響も及ぼさない。すなわち、懲罰は優遇措置をうけるといふ受刑者の期待にそむくことにすぎない。

控訴裁判所は、第一審判決を破棄し、女王座部裁判所に差し戻した。⁽⁷⁾ 控訴裁判所は、本件控訴に関して裁判権限を有するか否かの争点につき、これを肯定した後、次のように判示した。第一に裁判所は国民の権利・自由の究極的な監視者である。それゆえ、当該手続が内部的な懲罰に関するものであるからといって、裁判所は裁判権を放棄すべきではない。第二に巡視委員会は司法的な機関である。それゆえ、巡視委員会の決定は、事件移送命令による裁判所のコントロールに服する。判決要旨は以上の通りであるが、さらに本件判決が、①巡視委員会に司法的ないし公正に行

動する義務があること、②レミッションの喪失は事実上、一種の処罰または権利剝奪であることを認めたのは注目される場所である。

差し戻し審では、巡視委員会が聴聞の際に受刑者側の証人召喚を認めなかったことおよび伝聞証拠を採用したことが自然的正義原則に違反するかが争点となった。この点につき、女王座部裁判所は一九七九年六月一日、巡視委員会の行為が、自然的正義原則に違反することを認め、次のように判示した。⁽⁸⁾

第一に巡視委員会は証人の召喚の可否について裁量権を有しているが、その裁量権は合理的かつ誠実に、しかも適切な理由に基づいて行使しなければならない。それゆえ、行政上の便宜的な理由によって証人の召喚を拒むことは正当な裁量権の行使とはいえない。第二に伝聞証拠を認めるためには、公正な聴聞と嫌疑事実に反論する公正な機会を受刑者に必ず与えなければならない。

このようにして、一連のハル刑務所巡視委員会事件判決の経過は、自然的正義原則の適用範囲が受刑者の領域に広がりがつつあることを示した。S・ジョーンズの指摘によれば、⁽⁹⁾このような思潮の変化は、すでに一九七五年のフリーザー事件判決において暗示されていた。けだし、本判決で、デニング判事は傍論ながら、「ケースを聴聞する者（巡視委員会―筆者注）は、もちろん、公正に行動しなければならない。⁽¹⁰⁾すなわち、受刑者に、訴えが提起された事実を告知し、自らの主張を述べる適切な機会を与えられなければならない」と述べていたからである。

J・キャセイは、「刑務所における懲罰と司法審査」と題する論稿のなかで、本件第一審は自然的正義の復活と行政行為に対する司法コントロールの再生という近年の動向に逆行し、失望を与えたと評する一方、控訴審の判示を適切かつ実地的なものであるとした。キャセイはいう。「司法審査を活用すれば、有益な結果がえられよう。結局、司

法審査は、懲罰に関する決定が公正でしかも権限内の行為であることを確認する手段である。司法の介入を拒めば、恣意性と不法性の性格を増すことになり、裁判所の介入の場合に比べ怒りと善良な秩序に対する危険性をうみだす⁽¹¹⁾。このキャセイの見解が支配的なものとなるかどうかは確言できないが、最近、巡視委員会の懲罰手続に批判が集中しているのは事実である。さらに、判例法の展開のなかで、従来自然的正義原則の適用が躊躇されていた受刑者の領域に大きな変化があらわれはじめたことは疑いない。それゆえ、一連のハル刑務所巡視委員会事件判決は、刑事政策および行刑法のうえでも注目すべきものであり、今後の指導的な判例となると思われる。

なお、一九八一年一〇月二六日には、ブランドストーン刑務所の巡視委員会に関する判決⁽¹²⁾が出た。事案は次の通りである。他の受刑者との喧嘩によって巡視委員会の取り調べをうけた原告が、正当防衛を主張したが、これが認められず、九〇日間のレミッション喪失の処分をうけた。この喧嘩を目撃した証人がいたが、刑務所職員がこれを巡視委員会に報告していなかった。後に原告はこの事実を知り、巡視委員会の決定を取り消すための事件移送命令を求め、訴えをおこした。女王座部裁判所は、原告の主張を認め、本件の場合、証人を召喚しなかったことは自然的正義原則に反すると判示した。ここでは、巡視委員会ではなく刑務所職員に誤りがあったとしても、刑務所職員の行為は巡視委員会の裁定に影響をもつものであり、委員会の裁定は司法審査に服するとの立場がとられた。

- (1) Re K. (H.) (an infant) [1967] 1 All E. R. 226.
- (2) R. v. Gaming Board for Great Britain, ex parte Benaim and Another [1970] 2 All E. R. 528.
- (3) 詳しくは、釜田泰介・前掲論文(四六一頁以下)、木村実・前掲論文(二二頁以下参照)。
- (4) Chief Constable of the North Wales Police v. Evans [1982] 1 W. L. R. 1155.

- (5) Regina v. Board of Visitors of Hull Prison, ex parte St. Germain and Others [1978] 2 W. L. R. 598; [1978] 2 All E. R. 198.
- (6) Case and Comment—Prison Discipline (R. v. Board of Visitors of Hull Prison, ex parte St. Germain and Others), [1978] Crim. L. R., p. 232.
- (7) Regina v. Board of Visitors of Hull Prison, ex parte St. Germain and Others [1979] 2 W. L. R. 42; [1979] 1 All E. R. 701.
- (8) Regina v. Board of Visitors of Hull Prison, ex parte St. Germain and Others (no. 2) [1979] W. L. R. 1401; [1979] 3 All E. R. 545.
- (9) S. Jones, Judicial Review of Prison Administration: How Far Will I Go?, British Journal of Criminology, 1980, vol. 23, no. 1, p. 62.
- (10) Fraser v. Mudge and Others [1975] 1 W. L. R. 1133.
- (11) J. Casey, Prison Discipline and Judicial Review, The Modern Law Review, 1979, vol. 42, p. 470.
- (12) R. v. Board of Visitors of Blundeston Prison, ex p. Fox-Taylor, [1982] Crim. L. R., pp. 119.

3 仮釈放手続と適正手続保障

(一) 自然的正義と仮釈放手続

では、仮釈放手続は自然的正義原則とどのようにかかわっているのだろうか。仮釈放手続は行政的な性格を持つものと解されている。ここでは、以下に、これまでの自然的正義原則の法理の展開を、仮釈放手続に関する論点を中心に整理しておきたい。

第一に自然的正義原則は決定理由の明示を要請していない⁽¹⁾。また決定理由を示さなくとも、決定者は公正行動義務に反しない。ただし、一九七一年審判所および審問法 (Tribunals and Inquiries Act 1971) 一二条は審判所または

大臣に理由明示の義務を規定している。本法の改正前の一九五八年法は、「行政機関の決定は公開、公正および公平の原則に基づくべきである」との提言を行ったフランクス委員会⁽²⁾（一九五七年）の要請にこたえたものである。しかし、この理由明示の義務は「純粹に制定法上のものであり、一九五八年の行政審判所ならびに公審問法に服している手続外では効力を持たない」⁽³⁾。それゆえ、仮釈放決定の理由の明示の問題についても、判例上、消極的に解されている（四章3のペイン事件判決参照）。

第二に口頭による聴聞をうける権利は自然的正義原則の本質的部分と解されていない⁽⁴⁾。すなわち、「双方聴聞の原則は、常に必ずしも口頭による聴聞を意味せず、適当な場合には、書面をもって行われることができ、不服ある者が主張や反論を書面で提出する機会を与えられるに止まることもありうる」⁽⁵⁾。仮釈放手続についても、聴聞をうける権利を否定する見解が多い。判例法上の先例としてはアーリッジ事件判決（一九一五年）⁽⁶⁾があげられている。

第二に自然的正義は聴聞の際に当事者が代理される権利を要請していない。参照されるべき最近の判例として、一九七五年のフレイザー事件判決⁽⁷⁾がある。本件では、長期刑受刑者の懲罰事犯に関する聴聞の際に、巡視委員会が受刑者側の弁護士による代理を認めなかったことが、自然的正義に反するかが争点となった。控訴裁判所は、自然的正義は弁護士による代理までも要求していないと判示した。仮釈放手続においては、受刑者に面接（interview）をうける権利が認められているが、代理は認められていない。面接という語義は基本的にマン・ツー・マンの対話を意味し、受刑者を代理したり援助したりする者の存在を容認しないからだといわれる⁽⁸⁾。

このようにみてくると、自然的正義原則の法理が仮釈放手続における受刑者の権利保障にストレートに結びつくものはほとんどないといってよい。かつて、堤口教授は、イギリスの自然的正義による手続的保障について、「行政手

続の司法化という要請からは、かなり欠点の多いものであることが否定されない。今、それを細かに論ずるいとまがないが、たとえば米法と比較しても、公開、口頭主義の欠如をはじめ、直接主義への接近、証拠開示など手続的保障面での未発達⁽⁹⁾は明らかであろう」と指摘された。今日、この指摘は、とくに仮釈放手続に妥当する。

しかし、前述したように、イギリスではブライトン警察事件以後、自然的正義原則の適用範囲は拡大する傾向にあり、行政手続を適正化しようとする動きは活発化している。とくに、ハル刑務所巡視委員会事件判決にみられるように、従来自然的正義原則の適用が消極的に解されていた受刑者についても、その適用が考慮される段階に入った。すでに一九七〇年代初頭に「裁判所は自然的正義原則を排除するに十分な状況が存在していないかぎり、すべての決定権限にこの原則を適用しようとする傾向がみられる」との指摘がなされたが、今日では自然的正義原則の適用に一定の歯止めが必要との見解も現われるほどに至っている⁽¹⁰⁾。またイギリスに仮釈放制度が導入されたのは一九六七年であったが、この時期こそは、まさに自然的正義原則の復活が進行しようとしていた時期であった。立法者が、このような時代的脈絡を意識していたかは明らかではない。しかし、もし立法者が仮釈放手続の司法化の問題をあまり考慮しなかったとしても、今や「コモン・ローの正義は立法府の怠慢をつぐなう⁽¹¹⁾」との理念を実現すべく、仮釈放手続の適正化に向けて努力すべき時期が来ていることは否定できない。

このイギリスにおける仮釈放手続の適正化の問題に少なからぬ影響を与えたのは、一九七五年に出されたヨーロッパ人權裁判所のゴールド判決⁽¹²⁾であった。事実の概要は、次の通りである。強盗罪で一五年の拘禁の刑に処せられ、パークハースト刑務所に服役中のゴールドが、一九六九年一〇月におこった同刑務所内での暴動に参加したのではないかとの嫌疑をかけられた。結局、ゴールド自身は新たな刑には処せられなかったが、刑務所記録 (prison record) に

暴動参加の嫌疑がかけられた事実が残った。その後、ゴルダーは仮釈放の形式的適格をえたが、仮釈放許可の勧告をえることができなかった。ゴルダーは、仮釈放が不許可となった原因は刑務所記録における虚偽の記載にあると考え、弁護士との接見を求めるべく信書を送付しようとした。しかし、その信書の発信は刑務所側から拒否され、国内での司法救済も望めないことから、ヨーロッパ人権裁判所に訴えをおこした。これにつき、裁判所は、人権規約六条一項（公正な裁判をうける権利）と八条（通信の自由）の違反を認め、ゴルダーが勝訴した。

本判決の意義は、イギリスの刑務所内における受刑者の権利保障、とくに仮釈放手続における受刑者の法的地位の問題が真剣に検討される必要のあることを示した点にあると思われる。本判決は、四章でふれたペイン事件控訴審判決のなかでも三裁判官がともに引用するなど、判例法において決して無視できないものと評価されている。しかし、本判決以後、仮釈放手続が立法上および判例上、ラディカルな変革を遂げなかったことも事実である。

また、最近、ヨーロッパ人権委員会は、オーバニー刑務所巡視委員会の聴聞の前に、受刑者が法的なアドヴァイスと援助をうけることができないことは、人権規約六条（公正な裁判をうける権利）違反であることを認めたことが報じられた⁽¹³⁾。

このようにイギリスの仮釈放手続は、自然的正義原則の適用拡大化という判例法における思潮の国内的变化およびヨーロッパ人権裁判所人権委員会による国外からの批判があるにもかかわらず、適正化に向けた根本的な改善はなされていらない。自然的正義原則は、アメリカ合衆国のデュー・プロセス条項と同意義に解されることがあるが、発展形態は仮釈放手続においてもかなり異なる。しかも、自然的正義の展開は、適正な仮釈放手続の実現に大きな寄与を果していない。しかし、イギリスでは、つとに仮釈放手続の適正化が提言されてきており、今日この提言の勢いは増し

つつある。

(二) 仮釈放手続の適正化

イギリスにおいて本格的な仮釈放手続の適正化を最初に提唱したのは、K・ホーキンスである。K・ホーキンスは⁽¹⁴⁾いう。手続における公正さ自体が善であり、現代社会においては、一定の最低基準による手続的保障は必須のものである。公正さおよび正義の概念は仮釈放制度の目的を超越している。仮釈放の決定は、個人の自由に対する国家権力の行使であり、公正な手続的基準に従ってなされなければならない。ホーキンスの提言は、アメリカ合衆国の仮釈放研究に基づいてなされたもので、デュー・プロセスの理念をイギリスの仮釈放手続に実現しようとするものである。すなわち、この提言の基礎には、アメリカ合衆国に比較して、仮釈放の手続的保障が公正さの観点からみてきわめて不十分なイギリスにおいては、仮釈放が特権にすぎないとか、仮釈放の決定はあくまで行政的な判断であるとの反論は説得力をもたないとの強い確信がある。

この仮釈放手続の適正化論はかなりの支持⁽¹⁵⁾を得たが、逆に真正面から対決の姿勢を示したのはホール・ウィリアムズである。⁽¹⁶⁾ホール・ウィリアムズの反論は、次の二点に要約できる。第一にイギリスの仮釈放制度改革論者の理論的根拠は、アメリカ合衆国における判例法の展開とK・C・デーヴィスの著作⁽¹⁷⁾である。第二にたとえアメリカ合衆国における仮釈放手続に対する批判が適切であり、さらに、司法的介入が必要かつ正当であるとしても、同じ考えがそのままイギリスに応用されたり、同じ議論がイギリスの仮釈放制度批判を基礎づけるために借用されるというものではない。

ホール・ウィリアムズの主張は、要するにホーキンスらの手続適正化論はアメリカ合衆国からの借りものの議論に

すぎず、デュー・プロセス条項はイギリスの仮釈放手続に自動的にあてはまらないということである。たしかに、ホーキンスの提言がアメリカ合衆国をモデルにしていることは疑いないが、総体的にみると、イギリスにおける手続適正化論自体が外国の模倣と論難するのは当をえていない。むしろ、最近の議論の傾向としては、自然的正義原則適用の一般的な思潮の変化に伴って、自然的正義原則の仮釈放手続への適用の問題が具体的に論じられつつある。仮釈放手続の問題に関心が集まるのも、不十分な現行の手続的保障がイギリス法の伝統的な思想的基盤とされるフェア・プレイの精神を重んじる国民感覚に矛盾しないかの問題意識がやはり強いからであろう。

仮釈放の現代的課題は、ホール・ウィリアムズも認めているように、「『自然的正義』もしくは公正さがイギリス仮釈放制度運用の脈絡の中で何を要求しているか」⁽¹⁸⁾にあることは一般にコンセンサスがえられている。

しかし、問題はもう一つ先にある。すなわち、この自然的正義原則はアメリカ合衆国のデュー・プロセス条項のよう⁽¹⁹⁾に制定法上の規範ではなく、あくまで判例法上蓄積されてきたものであり、實際上、具体的に何を意味するかについては不明瞭なものであるということである。タッカー判事は、一九四九年の事件において次のように判示している。「あらゆる審問に普遍的な適用 (universal application) を可能にする用語はみあたらない。自然的正義が何を要請しているかは、事件の事実関係、審問の性質、審判所が行動する際の規範、取り扱われている主題などに依る」⁽²⁰⁾。さらに自然的正義原則の再生に大きな貢献をしたとされるデリンク卿も「いつ自然的正義原則が適用されるべきかについて厳密なルールを規定することはできない。また、その範囲や程度について規定することもできない。すべてはその主題 (subject matter) に依る」と述べている。

これまで、自然的正義原則の法理を論じる際、偏見排除の原則および双方聴聞の原則の二つをあげ、コモン・ロー

上確立したルールであることが紹介されてきたが、具体的内容については流動的要素を多分に含んでおり、一義的に論定することはできない。そして、このことは、仮釈放手続にも妥当する。それゆえ、自然的正義原則が、どの程度裁判所による司法決定の要素を仮釈放にもちこめるかについては明確な解答は存在しない。

仮釈放手続が、自然的正義原則の適用拡大傾向に相応して、適正化がすすめられておらず、裁判所も現在の仮釈放手続における受刑者の法的地位に基本的な変化をもたらす姿勢を示していないことは前述したとおりである。しかし、自然的正義の具体的内容が、まだ未確定なものであるとすれば、現在の状況を固定したものと捉えるのは望ましくない。また、イギリスでは前述したように、仮釈放手続の適正化に向けて強い主張がある。しかもこの主張は、現状では一つの理念にとどまるにせよ、単なる空理空論ではない。けだし、仮釈放手続における適正化の問題を放置するのは決定に至る手続的過程を重視するイギリス法の伝統に反するのではないかとの疑問があると同時に、刑事政策的観点からみて仮釈放手続の適正化が矯正処遇の上で役立つとの考えがやはり否定できないからである。前者は、個人の権利に密接に関係する決定を下す者は公正に行動しなければならないという自然的正義原則の基本思想に関連するものであり、仮釈放手続と自然的正義を結びつけようとする可能性は今後具体的な場面で検証されてゆくであろう。後者についても、すでに刑務職員組合が仮釈放の不許可理由を受刑者に明示することに賛成の態度を表明していることから、⁽²¹⁾ 実務面でも適正化の主張はその支持層を広げていくことが予想される。

無論、このように仮釈放手続の適正化の命題が支持され得るとしても、ただちに具体的な提案として是認されるものではない。けだし、適正化が正当であることが認められたとしても、実際上それを実現するだけの十分な体制が存在しなければ、実施に踏み切るまでには困難が予想されるからである。それゆえ、仮釈放手続の適正化を検討する際

には、實際上、適正化を推進させる力をも考慮しておく必要がある。すなわち、仮釈放申請権および不服申立権を認めるとしても、仮釈放不許可理由の明示・聴聞を義務づけるにしても、それをスムーズに運用するスタッフを用意し、仮釈放の現場が混乱し、事態が悪化しないように配慮しなければならない。自然的正義原則の適用拡大の観点から、裁判所の量刑理由の明示義務を提案したD・A・トーマス⁽²³⁾が、パロール委員会の仮釈放不許可理由の明示義務について慎重な態度をとるのは、パロール委員会の事件負担量の減少なしに手続の司法化は不可能であるという現実認識があるからである。

仮釈放手続の適正化の問題については、その理念をめぐる議論だけでは片付かない領域が少なくない。手続の適正化を推進する現実的基盤も同時に考慮する必要があるからである。仮釈放手続の適正化は仮釈放決定機関の執務体制の力量にかなりの程度に依存する。仮釈放手続の適正化をすすめるに際しては、仮釈放決定機関の執務体制の充実・合理化を推進してゆかねばならない。

- (1) G. Borrie, op. cit., pp. 26.
- (2) フランクス委員会の報告書については、山本正太郎・英国行政法の研究(弘文堂、昭和四四年)九七頁以下参照。
- (3) B・シュウォーツ、H・W・R・ウェイド(堤口康博訳)・前掲書一六八頁。
- (4) G. Borrie, op. cit., p. 26.
- (5) 杉村敏正・前掲書四三―四四頁。
- (6) Local Government Board v. Arlidge [1915] A. C. 120.
- (7) Fraser v. Mudge and Others [1975] 1 W. L. R. 1132.
- (8) G. Borrie, op. cit., p. 21.
- (9) 堤口康博「イギリスの行政過程における自然的正義の原則について」公法研究二五号一〇二頁。

- (10) 釜田泰介・前掲論文七四頁。
- (11) コレは Cooper v. Wandsworth Board of Works [1863] C. B. N. S. 195; 143 E. R. 420 の英判事による言葉である。
- (12) Eur. Court H. R., Golder Case, Judgement of 21 February 1975, Publications of the European Court of Human Rights, Series A, vol. 18. 本件判決の紹介として、田島裕「コルター判決とイギリス法」ジュリスト六四五号一一九頁以下参照。
- (13) P. Quinn, Who Needs a Friend? Help for Prisoners at Adjudication, British Journal of Criminology, 1983, vol. 23, no. 3, p. 274.
- (14) K. Hawkins, Parole Procedure: An Alternative Approach, British Journal of Criminology, 1973, vol. 13, no. 1, pp. 8.
- (15) 有力な支持者として、イギリスにおける「正義モデル」(Justice Model)の総帥と目されるR・フリンがある。論稿として、R. Hood, Some Fundamental Dilemmas of the English Parole System and A Suggestion for an Alternative Structure, in: Parole, D. Thomas, ed., 1974, pp. 1 以下。詳しくは、瀬川晃「社会内処遇は新たなノートブックか」犯罪と非行四九号八頁以下参照。
- (16) Hall Williams, Natural Justice (2), [1975] Crim. L. R. p. 215.
- (17) K. C. Davis, Discretionary Justice, 1971 年野村浩一の訳による。
- (18) Hall Williams, op. cit., p. 215.
- (19) Russell v. Duke of Norfolk [1949] 1 All. E. R. p. 118.
- (20) R. v. Gaming Board for Great Britain, ex parte Benaim and Another [1970] 2 All E. R. 533.
- (21) S. Mackey, Prospects for Parole, 1980, p. 8.
- (22) 大谷実「量刑理由明示をめぐる問題」刑法改正とイギリス刑事法(成文堂、昭和五〇年)一七七頁以下参照。
- (23) D. Thomas, Summary of Discussion, in: Parole, D. Thomas, ed., 1974, p. 99.

六 わが国における課題

——結びに代えて——

1 基本的視座

本稿は、イギリスの仮釈放手続における受刑者の法的地位をめぐる動向を紹介するとともに、自然的正義原則の展開と限界を視野におきつつ、仮釈放手続の適正化へ向けて何らかの突破口を見出そうとしたものである。

第一章で問題意識を明らかにした後、第二章でイギリスの現行仮釈放手続において認められている受刑者の権利を紹介し、第三、四章で受刑者の権利保障の拡大化の観点から提起されている諸提案を検討した。さらに第五章では自然的正義原則の法理の展開を仮釈放手続との関連で考察した。このようなイギリスの仮釈放手続についての検討を通して得たことは、次のようなものであった。

第一に仮釈放手続において認められている受刑者の権利は、最小限度のものである。すなわち、受刑者は面接をうける権利と書面による意見陳述権は行使できるが、仮釈放申請権、不許可理由の明示を要求する権利、聴聞権、不服申立権など多くの権利を有していない。

第二に自然的正義原則の適用は、戦後の一時期、衰退傾向を増したが、最近は適用を拡大しようとする動きが顕著であり、刑務所に収容されている受刑者をめぐる領域も射程距離に入った。そのような思潮を代表する判例としてハル刑務所巡視委員会判決がある。

第三にこのような自然的正義原則の適用に関する思潮の変化は、仮釈放手続の適正化の推進に寄与することが期待

されたにもかかわらず、現状では実りある成果はえられていない。すなわち、自然的正義原則の仮釈放手続への拡大適用はなお実現しておらず、仮釈放手続の適正化はいわゆる直線的な歩みを示していない。

第四に最近の自然的正義原則の適用の拡大化傾向は仮釈放手続における受刑者の権利保障に直接的に結びついていないけれども、仮釈放手続の適正化に向けての提言は勢いを増しつつある。

第五に自然的正義原則の具体的内容については、なお流動的要素を含んでおり、一義的に論定することはできない。それゆえ、仮釈放手続の適正化を議論するにあたっては、理念的な争いに終始することなく、自然的正義原則を仮釈放手続に拡大適用し、仮釈放手続を適正化させる現実的な推進力は何かをも探究すべきである。

第六に仮釈放手続の適正化を推進する際には仮釈放決定機関の執務体制の合理化・充実にも目を向ける必要がある。このような現実的基盤を無視して手続の適正化を唱えても刑事政策的提案として実現性に乏しい。

2 わが国の仮釈放手続における受刑者の法的地位の現状

ここで、以上のような基本的視座を軸にしてわが国の仮釈放手続における受刑者の法的地位の現状に目を転じてみよう。

わが国における仮釈放に関する決定機関は地方更生保護委員会である（刑法二八条、⁽¹⁾ 犯罪者予防更生法一二条）。地方更生保護委員会は行政機関であるが、組織上は刑務所から独立した準司法機関として位置づけられている。地方更生保護委員会は矯正施設の長から仮釈放の申請があったとき、主査委員を指名して、審理を行わせなければならぬ（犯罪者予防更生法二九条一項）。なお、地方更生保護委員会は、申請がない場合にも職権で審理を行うことが

できる（同条二項）が、その数はきわめて少ない。仮釈放の審理は、本人の人格、在監在院中の行状、職業の知識、入監入院中の生活方法、家族関係その他の関係事項を調査して行われるが、主査委員は自ら本人に面接しなければならぬ（同法三〇条二、三項）。地方更生保護委員会は審理の結果に基づき、委員三人の合議を行い、仮釈放の可否を決定する（同法一六条一項、三一条一項）。仮釈放の取消しは、保護観察所長の申請に基づき、地方更生保護委員会が審理を経て決定する（同法四四條）。

このような仮釈放手続の下で受刑者に認められている権利はほとんど無く、イギリスと同様に仮釈放の決定過程において受刑者が主体的に果している役割はきわめて小さい。それゆえ、受刑者の権利保護の観点からみると、現行仮釈放手続が保障している公正さの程度は不十分なものである。

第一にわが国でも、仮釈放申請権およびパロール聴聞権は認められていない。注目すべきは、わが国において、昭和二四年一〇月から約三年の間であるが、受刑者に対してパロールの出願または放棄のいずれかの意思確認を行い、委員会に進達する手続がとられていたことである。この手続が廃止された背景には、当時の組織機構が弱体で、マンパワーの絶対数の不足に悩んでいたために、⁽²⁾「過重な事件負担量に圧倒され、とかく事務処理も所定通りに運んでいなかった現実」⁽³⁾があったとされる。

第二に現行法上イギリスで認められている面接をうける権利および書面による意見陳述権は認められていないが、犯罪者予防更生法三〇条二項は主査委員に面接を義務づけており、原則として受刑者には委員面接が保障されている。しかし、最近、実務上このような全件面接主義が後退し、面接審理の重点的実施が行われつつあることは検討を要する。⁽⁴⁾

第三にイギリスで導入が考慮されている代理を求める権利はわが国でも認められていない。犯罪者予防更生法三〇条三項は、主査委員は審理のため必要があるときは本人の収容されている施設の長またはその他の職員の意見を聞き、面接の立会いその他の協力を求めることができるとし、また仮釈放及び保護観察等に関する規則二六条は、主査委員は面接にあたって保護観察官の立会を求め、意見を聴くことができる^⑤と規定している。しかし、受刑者側の弁護士^⑥の代理や立会は認めていない。

第四に仮釈放が不許可になった場合に、受刑者にその理由は一切示されない。また、仮釈放申請棄却決定に対する受刑者からの不服申立は認められていない。その根拠は以下の点に求められている。

「申請棄却決定は、請求人が確定判決により刑務所において懲役に服している事実に対し、何らの変更を及ぼすものではないのみならず、請求人において当然、仮出獄を許さるべき権利利益を有するわけではないから、地方委員会が仮出獄を許さなかったからといって請求人の権利利益を害した^⑤ことにはならない」。

第五に、仮釈放が取り消される際、受刑者の権利を手続的に保障する規定は存在しない。実務上、仮釈放の取消しについては原則として書面審理が行われており、面接審理は少ない。なお、仮釈放取消し決定書の謄本が対象者には示される。対象者が地方更生保護委員会の取消し決定に対して不服がある場合は、中央更生保護審査会への審査請求あるいは行政訴訟を行うことができる。

なお、判例上、仮釈放手続における受刑者の法的地位に関して争われたケースはほとんどみあたらず、仮出獄の取消し決定に関する東京高等裁判所昭和五四年二月二七日判決が目を引く程度である。本件判決は「仮出獄取消決定があらかじめ取消事由を告知して被告人に弁解・防禦の機会を与えることなしにされたからといって、直ちに適正手続

の保障を欠き右仮出獄取消決定そのものの無効を来たすものとは考えられない⁽⁶⁾」と判示した。

- (1) 地方更生保護委員会に関する最近の論稿として、安形静男「仮釈放制度と地方更生保護委員会」少年保護第三卷（大成出版社、昭和五八年）一〇七頁以下。
- (2) 鈴木一久「仮釈放」更生保護と犯罪予防四一号一二頁。
- (3) 岩井敬介「社会内処遇について——三三年間のパロール制度を通して」犯罪と非行五三号五頁。
- (4) 富田正造「仮釈放の現状と問題」刑政九四卷五号二九頁参照。
- (5) 審査請求事件事例集第二集（事例三）。引用個所は、新訂・更生保護（法務総合研究所、昭和五〇年）一六八頁による。
- (6) 東京高判昭和五五年二月二七日（昭和五四（う）第三三八二号）。本件判決は判例集に登載されていない。引用個所は保護日報一二二号七二頁による。

3 わが国における仮釈放手続の適正化

では、わが国において仮釈放手続の適正化の問題をどのように考えるべきなのだろうか。

仮釈放手続は行政手続に属する⁽¹⁾。まず問題とすべきは、憲法三一条の適正手続保障は行政手続に及ぶかである。この点については、学説上決着が⁽²⁾ついておらず、最高裁の立場はまだ示されていないが、わが国でも「憲法三一条ないしは一三条は、行政処分の手続につき、それが適正な手続であるべきことを国民に保障するという考えが、学説および判例において、漸次行なわれるようになってきた⁽³⁾」といわれる。とくに、個人タクシー事業の免許申請に関する最高裁昭和四六年一〇月二八日第一小法延判決は明文規定が存しない場合でも、不公正な手続をとってはならず、これに反する審査手続によってなされた行政処分は違法となりうることを判示したものと⁽⁴⁾して注目すべきものである。しかし、憲法三一条の適正手続保障規定を行政手続に適用することを認めるとしても、刑事手続を念頭においた本条の

手続的保障が全面的に行政手続に適用されるかについては一般に消極的に解されており、その具体的展開は「行政手続の実体」⁽⁵⁾に依存せざるをえない。

さて、わが国の仮釈放手続において認められている受刑者の権利は、前述したように、きわめて限定されたもので手続的保障はほとんど無いといってよい。すなわち、仮釈放については事前手続のみならず、事後手続においても行政手続の適正化の理念は実現されていない。このような現状を正当化する論拠は、受刑者は確定判決により刑務所に収容されているのであり、仮釈放の有無は受刑者の権利利益を何ら侵害するものでないとする点にある。これが通説的解釈である。

たしかに、仮釈放不許可が法的にみてただちに受刑者にとり「権利侵害」もしくは「不利益」であると論定することはできない。しかし、受刑者は仮釈放の許可によって一般社会に復帰できる利益を享受するのであり、不許可はその利益の否定である。一般社会で生活できる自由を得る仮釈放の可否は、刑務所において自由を剝奪されている受刑者の利害関係に直接的な影響をもっている。それゆえ、仮釈放が受刑者の権利利益に無関係であるとの立場に強く固執することはいわば擬制によっていると評さざるをえない。国民の権利保障の観点から、行政手続においても自己の利害に関する決定には国民にできるだけ参加させ、手続の適正化をはかることが「行政的正義の実現」であるとするなら、受刑者についても仮釈放手続における権利保障を真剣に検討すべきである。⁽⁶⁾

仮釈放は施設内処遇と社会内処遇の橋渡しを果すもので、現代刑事政策の中核的位置を占めるものである。それゆえ、仮釈放手続は多くの人々にとって納得のいく過程を経て進められ、仮釈放制度への信頼を強めていく必要がある。すなわち、受刑者個人の権利利益に影響を与える決定は適正に行わなければならない。そして、そのような適正な手

統によって行われることが、妥当な決定に結びつく重要な要素となる。しかも、仮釈放の審理から決定に至る過程のなかで受刑者ができるだけ主体的な役割を果しうるようにすることは、受刑者本人の自覚・責任感を喚起させることに役立つであろう。受刑者にとって最大の関心事であるといわれる仮釈放が本人のほとんど関与できない形で行われ、不許可になった場合にも理由も一切知らさないというのでは受刑者の挫折感は大きいと思われる。

このようにして、わが国においても仮釈放手続の適正化の提言は肯定されるべきである。しかし、この提言も単なる理念の提示に終わらせるべきではない。そのためには現行の仮釈放手続をとりまく現実をみつめ直さなければならぬ。この観点から、検討すべきは、現在の地方更生保護委員会の執務体制である。現在、地方更生保護委員会は、全国八カ所の各高等裁判所所在地におかれ、委員の総数は五五名であり、地方更生保護委員会の事務局には総数で八四名の保護観察官と一〇三名の法務事務官が配置されている。しかし、近年、仮出獄、仮退院の申請受理件数は二万五千件をこえており、⁽⁷⁾地方更生保護委員会の仮釈放審理業務の事件負担量はきわめて多い。さらに、地方更生保護委員会は、保護観察所の事務の監督や更生保護会の許・認可（但し、設立時の認可は含まない）なども所掌の事務としている。それゆえ、地方更生保護委員会の委員およびスタッフの事務負担は現在過重なものである。

このような地方更生保護委員会の執務体制の下では、仮釈放手続を適正化するシステムを一挙に採用することは多くの障害が予想されよう。現在の陣営では、地方更生保護委員会の委員や保護観察官が仮に適正手続保障が望ましいと考えたとしても、それを全面的に実施できる余裕はない。主査委員と受刑者の間に権利義務を中心とした法律関係が入りこむことに実務上拒絶反応がでることは、その当否は別として、ある程度やむをえない面もっている。それゆえ、わが国で仮釈放手続を適正化するためには、地方更生保護委員会の執務体制の力量をもにらみ合せながら、現

実的な方策が選択されるべきである。このように、仮釈放手続の適正化にあたっては、適正化を推進する基盤も常に念頭におくべきであることは、イギリスの仮釈放手続の検討からえられた基本的視座でもある。さらにわが国でも戦後の一時期、受刑者のパロール出頭についての意思確認の手続が導入されながら、当時の執務体制が弱体で整備されておらず、手続自体が形骸化し廃止に至ったという歴史的教訓もこの視座を支持していると思われる。かくして、仮釈放手続の適正化を推進させるには、地方更生保護委員会の執務体制の充実・合理化が必要であるといえる。

しかし、仮釈放手続における適正化の実現が地方更生保護委員会の執務体制に全面的に依存しているわけではないことも事実である。それゆえ、仮釈放手続の適正化の提言をより具体的に検討し、重要な提案のうち実現可能なものから実施に移してゆくべきである。このような観点から、まず検討対象となるのは仮釈放不許可理由の明示である。

現在、実務では、地方更生保護委員会は仮釈放不許可理由を刑務所に知らせており、さらにそれを受刑者に示すことに特別なスタッフの増員は必ずしも必要ないと思われる。また、前述したように仮釈放は受刑者にとり刑務所内での最大の関心事である。それゆえ、仮釈放が不許可になった場合には、まずその理由を受刑者に示すことは手続の適正化という角度からは最低限度の要請であるとともに、適正化に向けて踏み出すべき第一歩である。たとえ受刑者といえども一人の市民であり、自らの利益にからむ決定についてはその理由が明示されるべきである。

地方更生保護委員会のとりまく現状の下では、仮釈放手続の適正化の理念を高唱するだけでは大きな転換はおとずれないと思われる。それゆえ、当面、実施が必要かつ可能な方策が現実化されるべきであり、まず不許可理由の明示に向けて実施に踏み切るべきである。それ以外の仮釈放申請、聴聞、代理および不服申立についても、今後地方更生保護委員会の力量を強化しながら実施が検討されるべきものと思われる。このような改革は、一挙に行いえない。現

在の執務体制の充実・合理化をはかりながら、実現可能な範囲で仮釈放手続を適正化し、受刑者の権利保護を強めてゆかなければならない。

- (1) 矯正と行政手続に関する最近の論稿として、古田修一「矯正における行政手続」刑政九四卷八号六二頁以下。
- (2) 詳しくは、能本信夫・行政手続の課題（北大図書刊行会、昭和五〇年）一三六頁以下参照。
- (3) 杉村敏正・行政手続法（有斐閣、昭和四八年）一〇一—一〇二頁。
- (4) 民集二五卷七号一〇三七頁。
- (5) 伊藤正己「適法手続」公法研究二五号三九頁。
- (6) わが国の最高裁は、先に引用した個人タクシー事件判決で、明文規定が存しない場合でも、「多数の者のうちから少数特定の者を、具体的事実関係に基づき選択して免許の許否を決しようとする行政庁としては、事実の認定につき行政庁の独断を疑うことが客観的にもっとも認められるような不公正な手続をとってはならない」と判示したが、今後の展開が注目されるところである。
- (7) 法務省保護局「更生保護の現状——昭和五六、五七年度の統計を中心として」法曹時報三五卷五号五〇頁参照。